

介護保険における住宅改修

東 広 島 市

平成30年4月

目 次

住宅改修の概要	1
安心して改修を行うために気をつけていただきたいこと	2
住宅改修の種類	3
住宅改修費の算定上の留意事項	5
住宅改修費の費用の支給について	7
問題点の抽出から事前相談まで	9
受領委任払いについて	10
事前相談について	12
事後申請について	13
住宅改修費支給申請事務フロー	25
支給可能額算定の例外に係る取扱い	27

Q AND A

住宅改修

手すりの取付け	31
段差の解消	32
滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更	35
引き戸等への扉の取替え	36
洋式便器等への便器の取替え	38
付帯して必要となる住宅改修	40
支給申請	41
その他	42

住宅改修費の給付対象となる工事種別

玄関（屋外）	48
玄関（屋内）	48
階段	49
寝室	49
トイレ	50
浴室	50

安心して暮らせる住環境づくりのために

誰もが高齢になり、介護や支援が必要になっても、できる限り住み慣れた自宅、地域に住み続けたいと考えています。高齢者が安全に屋内外で生活でき、地域で自立して暮らすためには、住環境を整備することが重要な課題となります。

介護保険制度の対象となる住宅改修は、被保険者の資産形成につながらないこと、住宅改修に制約を受ける賃貸住宅等に居住する高齢者等との均衡を考慮し、比較的小規模な内容になっています。しかし、介護を必要とする原因のひとつとして住環境があげられ、介護レベルに応じた住宅改修の必要性を検討する契機にもなりました。

住宅改修は、心身の状況及び日常生活上の動線、住宅の状況、福祉用具の導入状況、家族構成、住宅改修の予算等を総合的に勘案することが必要です。しかし、一人の高齢者に対して、いろいろな立場の人や機関が、ばらばらの時期にさまざまな形態で援助を行うことは、一貫した支援ができないばかりでなく、余分な手間や心配をかけることにもなりかねません。

高齢者や家族の日常生活を支えているホームヘルパーや訪問看護師、理学療法士、介護支援専門員（ケアマネジャー）などの医療、福祉、保健の専門家が検討する総合的な介護計画の中に住宅改修が位置づけられることが有効性の高い住宅改修への第一歩です。

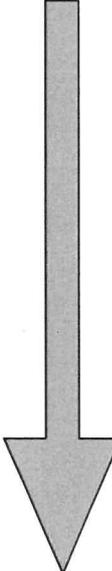
介護保険住宅改修の概要

東広島市では、居宅介護支援事業所のケアマネジャーが中心となり、住宅改修の必要性の検討、申請手続き、その際に必要となる関係者（ご本人・ご家族・施工業者・市役所窓口等）との連絡調整をおこないます。

住宅改修の種類	(1) 手すりの取付け (2) 段差の改修 (3) 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更 (4) 引き戸等への扉の取り替え (5) 洋式便器等への便器の取替え (6) その他改修に付帯して必要となる住宅改修	P 3～4
費用の支給について	要介護・要支援状態区分に関わらず、同一住宅・同一対象者で20万円が利用限度額。利用額のうち介護保険負担割合証の負担割合に応じて9割・8割・7割※（最大支給額は18万円・16万円・14万円）を償還払い、または受領委任払いで支給します。 転居した場合や「介護の必要の程度」の段階が3段階以上上がった場合は例外的に改めて住宅改修費の支給を受けることができます。	P 7、8 P 26～29
対象となる人	東広島市被保険者であり介護保険で要介護・要支援認定を受けた人（要支援1～要介護5）のうち、心身状況や家屋状況から実際に居住している住宅の小規模な改修により自立につながると考えられる人。	
対象となる場所	本人が実際に居住している住民票登録上の住所の住宅	

※平成30年8月から一定以上の所得がある方は負担割合が3割負担となります。介護保険負担割合証をご確認ください

★住宅改修の支給を受けるための流れ★

	①問題点の抽出	ケアマネジャーを中心に本人、家族、施工業者等関係機関で住宅改修の必要性について検討します。（複数の事業者から見積もりをとり工事内容の説明をうけて客観的に比較しましょう） 工事が決まったら、改修箇所の写真撮影を行います。	P 9
	②事前相談	ケアマネジャーが、市役所または支所の窓口に必要な書類を持参のうえ事前相談します。窓口で支給申請書をお渡しします。	P 10、 P 14～15
	③工事着工	工事を行います。完成後も同様に写真撮影を行います。	
	④支払い	改修工事終了後に利用者は、施工業者に支払いを行います。この時必ず業者から領収書をお願いします。	P 20
	⑤事後申請	工事終了後、ケアマネジャーが市役所または支所の窓口に必要な書類を持参のうえ支給申請を行います。（事前相談と同じ窓口にて）	P 13～23
	⑥払い戻し	事後申請受付後、審査・支給決定し、原則支給申請月の翌月25日に指定の口座に振り込みます。	

安心して改修を行うために気をつけていただきたいこと

《利用者の方に気をつけていただきたいこと》

●介護保険で住宅改修を行いたいと考えられたら、まず担当のケアマネジャーにご相談ください。なお、担当のケアマネジャーを決めていない場合は地域包括支援センターにご相談ください。
(担当のケアマネジャーへの相談を行わず、改修工事を行った場合には支給対象とならない場合がありますのでご注意ください。)

《居宅介護支援事業所のケアマネジャーの方に気をつけていただきたいこと》

●利用者に、住宅改修を考えたときは必ずケアマネジャーに連絡するようお伝えください。
●改修を行うこととなった住宅改修事業者には、住宅改修の手続きの流れを説明していただきますようお願いします。特に事前相談を行ってからでなければ工事を行うことができない、改修前後の日付入りの写真が必要であることをお伝えください。

《住宅改修事業者の方に気をつけていただきたいこと》

●利用者から介護保険サービスを利用しての住宅改修の依頼がケアマネジャーを通さずに直接あった場合は、まず居宅介護支援事業所のケアマネジャーに相談するように勧めていただきますようお願いします。なお、担当のケアマネジャーが分からない、また決めていない場合は地域包括支援センターに連絡するよう勧めていただきますようお願いします。
●ケアマネジャーを通して、決定した住宅改修の内容を工事上の都合などで急遽変更することになった場合は、工事を行うまえにケアマネジャーにその旨を連絡いただきますようお願いします。

住宅改修の種類

厚生労働大臣が定める居宅介護住宅改修費等の支給に係る住宅改修の種類は次のとおりです。

(1) 手すりの取付け

廊下、便所、浴室、玄関、玄関から道路までの通路等に転倒予防もしくは移動又は移乗動作に資することを目的として設置するものである。手すりの形状は、二段式、縦付け、横付け等適切なものとする。

(2) 段差の解消

居室、廊下、便所、浴室、玄関等の各室間の床の段差及び玄関から道路までの通路等の段差または傾斜を解消するための住宅改修をいい、具体的には、敷居を低くする工事、スロープを設置する工事、浴室の床のかさ上げ等が想定される。

ただし、工事を伴わない、スロープやすのこを置くことによる段差の解消は除かれる。

また、昇降機、リフト、段差解消機等動力により段差を解消する機器を設置する工事は除かれる。

(3) 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更

居室においては畳敷から板製床材、ビニル系床材等への変更、浴室においては床材の滑りにくいものへの変更、通路面においては滑りにくい舗装材への変更等が想定される。

(4) 引き戸等への扉の取り替え

開き戸を引き戸、折戸、アコーディオンカーテン等に取り替えるといった扉全体の取り替えのほか、ドアノブの変更、戸車設置、扉の撤去等も含まれる。

ただし、引き戸等への扉の取り替えにあわせて自動ドアとした場合は、自動ドアの動力部分の設置はこれに含まれず、費用相当額は、保険給付の対象とならない。

(5) 洋式便器等への便器の取替え

和式便器を洋式便器に取り替える場合が一般的に想定される。

ただし、和式便器の上に置いて腰掛式に交換するもの、洋式便器の上に置いて高さを補うもの、電動式又はスプリング式で便座から立ち上がる際に補助できる機能を有しているもの、便座・バケツ等からなり移動可能である便器(福祉用具購入対象の腰掛便座)の設置は除かれる。

また、和式便器から、暖房便座・洗浄機能等が付加されている洋式便器への取替えは含まれるが、既に洋式便器である場合のこれらの機能等の付加は含まれない。

さらに、非水洗和式便器から水洗洋式便器又は簡易水洗洋式便器に取り替える場合は、当該工事のうち水洗化又は簡易水洗化の部分は含まれず、その費用相当額は、保険給付の対象とならない。

(6) その他(1)から(5)の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修

その他(1)から(5)に掲げる住宅改修に付帯して必要となる住宅改修としては、それぞれ以下のものが考えられる。

①手すりの取付け

手すりの取付けのための壁の下地補強

②段差の解消

浴室の床の段差解消(浴室の床のかさ上げ)に伴う給排水設備工事

転落防止柵の設置(スロープの設置に伴う転落や脱輪防止を目的とする柵や立ち上がりの設置)

③床又は通路面の材料の変更

床材の変更のための下地の補修や根太の補強又は通路面の材料の変更のための路盤の整備

④扉の取替え

扉の取替えに伴う壁又は柱の改修工事

⑤便器の取替え

便器の取替えに伴う給排水設備工事(水洗化又は簡易水洗化に係るものを除く)、便器の取替えに伴う床材の変更

住宅改修費の算定上の留意事項

《設計及び積算の費用》

住宅改修の前提として行われた設計及び積算の費用については、住宅改修の費用として取り扱いますが、住宅改修を伴わない設計及び積算のみの費用については住宅改修費の支給対象外です。

《新築の場合》

住宅の新築は、住宅改修とは認められないので住宅改修費の支給対象とはなりません。

《増改築の場合》

新たに居室を設ける場合等は、住宅改修費の支給対象となりませんが、廊下の拡幅にあわせて手すりを取り付ける場合、便所の拡張に伴い和式便器から洋式便器に取り替える場合等は、それぞれ「手すりの取付け」、「洋式便器等への便器の取替え」に係る費用についてのみ住宅改修費の支給対象となります。

《住宅改修費の支給対象外の工事も併せて行われた場合》

住宅改修費の支給対象となる住宅改修に併せて支給対象外の工事も行われた場合は、対象部分の抽出、按分等により、住宅改修費の支給対象となる費用を算出し、工事費内訳書に算出方法を明示してください。

《被保険者自らが住宅改修を行った場合》

被保険者が自ら住宅改修のための材料を購入し、本人又は家族等により住宅改修が行われる場合には、材料の購入費は住宅改修費の支給対象になります。

この場合、「住宅改修に要した費用に係る領収証」は、材料を販売した者が発行したものです。これに添付する工事費内訳書として、使用した材料の内訳を記載した書類を本人又は家族等が作成してください。

なお、この場合であっても、事前相談時、事後相談時に必要な書類は業者が改修を行った場合と変更はありません。(p.12、13を確認してください。)材料の購入は、事前相談をした後にしてください。

《一の住宅に複数の被保険者がいる場合の住宅改修の費用》

一の住宅に複数の被保険者が居住する場合には、住宅改修費の支給限度額の管理は被保険者ごとで行われるため、被保険者ごとに住宅改修費の支給申請を行うことが可能です。

ただし、一の住宅において同時に複数の被保険者に係る住宅改修が行われた場合には、当該住宅改修のうち、各被保険者に有意な範囲を特定し、その範囲が重複しないように申請を行ってください。

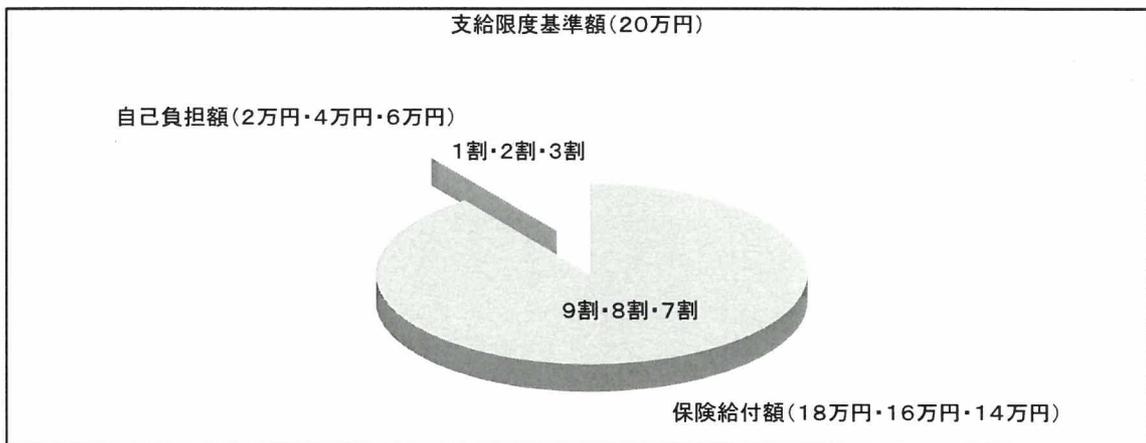
したがって、例えば被保険者が2人いる場合において、各自の専用の居室の床材の変更を同時に行ったときは、各自が自らの居室に係る住宅改修費の支給申請を行うことは可能ですが、共有の居室において床材の変更を行ったときは、いずれか一方のみが支給申請を行うことになります。

住宅改修の費用の支給について

(1) 支給限度基準額

居宅介護（介護予防）住宅改修費支給限度基準額は20万円です。つまり、市が要介護等高齢者の心身の状況から必要と認めた住宅改修費用のうち20万円までについて支給申請が可能であり、そのうち9割、8割又は7割（最大18万円、16万円又は14万円）が介護保険で支給され、自己負担は1割、2割又は3割（2万円、4万円又は6万円）となります。

また、20万円を超えた部分については、全額自己負担となります。



(例) 住宅改修に30万円かった場合

← 改修総費用 30万円 →		
支給限度額 20万円		
保険対象分 18万円、 16万円又は14万円 <small>(後日、利用者または工事業者に払い戻されます)</small>	利用者負担分 2万円、 4万円又は6万円	保険対象外 (利用者負担) 10万円

(2) 支給限度基準額管理

「介護の必要の程度」の段階にかかわらず、現に居住している住宅に係る住宅改修のみを対象として支給限度額管理を行います。

ただし、「介護の必要の程度」の段階が3段階以上上がった場合や転居した場合については、例外となり、改めて支給限度基準額までの住宅改修費の支給が受けられます。

例外 1 「介護の必要の程度」の段階が3段階以上上がった場合…3段階リセット

(p.27～30 参照)

初めて住宅改修費が支給された住宅改修に着工した日の「介護の必要の程度」の段階から3段階以上上がった場合にはそれまでの利用状況に関係なく、改めて支給限度基準額までの住宅改修費の支給が受けられます。

ただし、この例外は同一対象者について1回のみ適用されます。

また、この例外は、3段階以上上がった時点で住宅改修を行わない場合は適用されません。

例外 2 転居した場合………転居リセット

転居した場合は、転居前の利用状況に関係なく、転居後の住宅において改めて支給限度基準額までの住宅改修費の支給が受けられます。

また、「介護の必要の程度」の段階が3段階以上上がった場合の例外は転居後の住宅のみに着目して適用されます。つまり、転居後の住宅について初めて住宅改修に着工する日の「介護の必要の程度」の段階を基準とします。

転居前の住宅に再び転居した場合は、転居前住宅の利用状況が復活します。

問題点の抽出から事前相談まで

① アセスメント

高齢者のために住環境を整備するときにはまず本人の生活全体をとらえ、生活障害となっている部分を把握するためのアセスメントが必要です。初期アセスメント（電話等での相談）、詳細アセスメント（家庭訪問等による詳しい相談）により、把握を行います。

② カンファレンス

介護支援専門員（ケアマネジャー）を中心に本人、家族、医療、福祉、保健の担当者等が連携して生活全体を捉えた解決課題、ケア目標を立てます。

③ 個別援助計画の作成

さらに具体的に、アセスメント、カンファレンスを行い、住環境整備という解決課題に対する援助目標を立て、住宅改修の個別援助計画を作成します。

④ 改修案の検討、施工業者との打ち合わせ

個別援助計画に沿って、改修案の検討や施工業者と詳しい打ち合わせを行います。

- * 工事決定後に改修場所ごとの写真撮影をします（日付入り）
- * できる限り、業者から見積もりをしてもらいます

☆住宅改修が必要な理由書の作成（ケアマネジャーが作成）

アセスメント、カンファレンスの過程で明らかになった生活障害、ケア目標等を反映させて、住宅改修が必要な理由書を改修種類ごとに作成します。

☆事前相談

介護支援専門員（ケアマネジャー）は、必要な書類を市役所または支所へ持参のうえ事前相談を行ってください。事前相談終了後、住宅改修費支給申請書をお渡しします。

介護保険住宅改修費の支給に係る受領委任払いについて

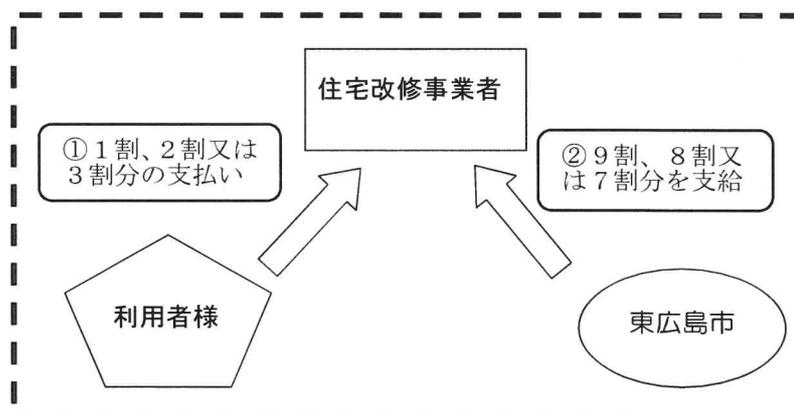
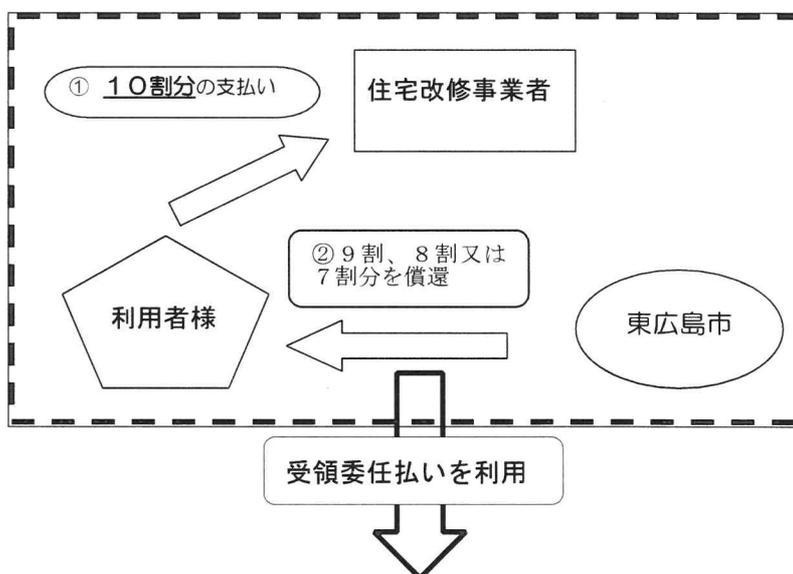
東広島市では、「償還払い」だけでなく「受領委任払い」による申請をすることができます。

受領委任払いとは・・・介護保険の住宅改修工事完了後に、自己負担分（工事費の1割、2割又は3割）のみを工業者に支払いただき、残りの工事費（工事費の9割、8割又は7割）は、介護保険住宅改修費支給申請後にご利用の方が委任された工業者に市が直接支払います。

そのため、従来の「償還払い」の際に生じていたご利用の方の一時的な費用負担が軽減されます。

☆お金の流れの変化

償還払い



「受領委任払い」に係る手続きについては、下記の通りとなり、「償還払い」の際に必要な手続きとは一部異なる点もございますので、ご注意ください。

- 住宅改修費の支給について受領委任払いを希望される場合は、必ず住宅改修前に担当のケアマネジャーまたは、地域包括支援センターのケアマネジャー等に工事内容等と合わせて、「受領委任払い」を希望していることも伝えてください。

※ 次の場合は受領委任払いをご利用いただけませんのでご注意ください。

1. 認定申請中（新規・更新・変更）であり、要介護度が決定していない
 2. 介護保険の給付制限を受けている
 3. 入院及び施設入所中
- 受領委任払いの対象となる工事業者は、ご利用者が自由に選んでいただくことができます。（東広島市では登録制は採用しておりません。）
 - 受領委任払いにより住宅改修をする際には、ご利用者と工事業者の間で受領委任払いの合意をしていただく必要があります。（同意書の提出をお願いします。）
 - 介護保険による住宅改修費の支給を受ける場合には、工事着工前にケアマネジャー等により市へ事前申請をしていただく必要があります。
 - 受領委任払いでの住宅改修では、ご利用者の費用負担は介護保険住宅改修費（上限20万円）の1割、2割又は3割となりますので、工事業者はその額面の領収書をご利用者へ交付することとなります。なお、工事費の残りの9割、8割又は7割分については、受領委任払いによる保険給付として市から工事業者に支給されるまでは工事業者が負担していただく必要があります。
 - 受領委任払いによる介護保険住宅改修費の支給（工事費の9割、8割又は7割分）は、原則としてご利用者からの申請書を市が受理した翌月の25日頃となります。
 - 事前申請時と工事内容を変更される場合は、必ず着工前に介護保険課にご連絡ください。ご連絡前に着工された場合、介護保険の住宅改修工事の対象外となることがあります。
 - 受領委任払いから償還払いに変更する場合は、事後申請までに市の定める同意解除通知書を提出してください。その際に事前申請時にお渡しした受領委任払い用の申請書を返却していただきますようお願いいたします。返却後に償還払い用の申請書をお渡しします。

事前相談について

住宅改修を施工する前に居宅介護支援事業所の介護支援専門員（ケアマネジャー）及び介護予防支援事業所へご相談ください。介護支援専門員（ケアマネジャー）が被保険者の心身の状況等をふまえて問題点の抽出をし、ご家族とともに住環境整備の検討をします。

介護支援専門員（ケアマネジャー）が次の書類を市役所または支所に持参し、要介護等被保険者の心身の状況や住宅状況から住宅改修が必要であるか、介護保険の対象になるか等について事前相談を行います。

事前相談終了後、住宅改修費支給申請書をお渡しします。

《必要な書類》

- ☆住宅改修が必要な理由書
- ☆住宅改修前の状態が確認できる写真
- ☆住宅の見取り図
- ☆見積書
- ☆同意書（受領委任払いの場合）

～書類提出の際の注意点～

《理由書》 P 14・15 参照

- 居宅介護支援事業所のケアマネジャー及び介護予防支援事業所が作成します。
- 改修理由には本人の身体状況、家屋状況、日常生活動線等から住宅改修がなぜ必要かわかるように記入ください。

《写真》

- 改修の箇所ごとに撮影してください。
（手すり、踏み台は取付予定箇所を線や図などで記載）
- 工事場所が分かり、改修部分が撮影されているもの
（段差解消の場合、段差が確認できる写真）
- デジタルカメラからのプリント可。
- 写真の中に日付を入れてください。
- 日付け機能のない写真機の場合は、黒板や紙等に日付けを記入して写真に写し込んでください。

《見取り図》

- 本人の居室及び浴室、トイレ等本人の動線が分かるように記載してください。
- 改修箇所は朱線等で明記してください。

事後申請について

住宅改修後、次の書類を事前相談をおこなった窓口介護支援専門員（ケアマネジャー）及び介護予防支援事業所が添付して申請してください。住宅改修の支給について審査、決定後、申請月の翌月25日（金融機関が閉業日の場合は翌営業日）に指定された口座へ振り込みます。

《必要な書類》

- ☆住宅改修費支給申請書
- ☆住宅の所有者の承諾書・住宅所有者確認の承諾書（住宅改修費支給申請書の裏面）
- ☆領収書（原本）
- ☆住宅改修が必要な理由書
- ☆住宅改修工事費内訳書（工事後）
- ☆見積書
- ☆住宅の見取り図
- ☆住宅改修前と後の日付入り写真
- ☆委任状兼振込依頼書（受領委任払いの場合）

～書類提出の際の注意点～

《住宅改修費支給申請書》 P 1 6、1 7 参照

《住宅の所有者の承諾書・住宅所有者確認の承諾書》 P 1 9 参照

《委任状兼振込依頼書》（受領委任払いの場合） P 1 8 参照

《理由書》 P 1 4・1 5 参照

《写真》

- 改修の箇所ごとに撮影してください。
- 工事場所が分かり、改修部分が撮影されているもの（段差解消の場合、段差が確認できる写真）
- デジタルカメラからのプリント可。
- 写真の中に日付を入れてください。
- 日付機能のない写真機の場合、黒板や紙等に日付を記入して写真に写し込んでください。

《領収証》 P 2 0 参照

- 本人の宛名を正確に記載してください。（フルネームで）
- 償還払いの場合、領収証は住宅改修費の支給対象とならない工事等の費用を含めた費用を記載して差し支えありませんが、対象となる住宅改修に要した費用として適切に算出されたことがわかるよう、工事費内訳書において算出方法を明示してください。受領委任払いの場合、住宅改修費の10割分（但書、摘要欄などに）と住宅改修費の支給対象となる工事費の1割、2割又は3割分を記載してください

《内訳書》 P 2 1 参照

- 償還払いの場合、内訳書の合計金額と領収書の金額は同一になるようにしてください。

住宅改修が必要な理由書

1. 基本情報

被保険者 番号	年齢	83歳	生年月日	明治 大正 昭和	年月日	性別	■男 □女
利用者 被保険者 氏名	東広島 二郎	要介護認定 (該当に○)	要支援	1・2	経過的・1・2	要介護	要介護
			1・2				
住所	東広島市						

現地確認日	平成	年月日	作成日	平成	年月日
作成者 所属事業所	〇〇〇居宅介護支援事業所				
	氏名	〇〇 〇〇			
連絡先	〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇				

受 付 者	確認日	平成	年月日	指 摘 事 項	着工日予定日
氏名					平成
					年月日

14

2. 総合的状况

利用者の身体状況	脳梗塞による左半身麻痺により、歩行が不安定で、室内・外、車イスを使用されている。 車イスへの移乗は自立され、段差がなければ自走できる状況。 支えがあれば、5～6歩は歩ける。
介護状況	主介護者の妻は75歳と高齢であり、献身的な介護をされているもの、着替え、排泄、入浴介助と介護負担は大きい。
住宅改修により、 利用者等は日常生活を どう変えたいか	入院中は環境が整っていたため、車イスでの移動や排泄は自立されていた。 敷居の撤去により段差を解消し、扉を開き戸から引き戸へ変更して、手すりを設置することで、在宅でも安全な排泄の自立を目標とし、また、入浴についても介護負担の軽減と自立に向けて支援したい。

3. 住宅改修の具体的事由

＜「2. 総合的状况」を踏まえて、①改善をしようとしている生活動作②具体的な困難な状況③改修目的と改修の方針④改修項目を具体的に記入してください。＞

活動	① 改善をしようとしている生活動作	② ①の具体的な困難な状況 (…なので…で困っている)を記入してください	③改修項目 (改修箇所)
排泄	<input type="checkbox"/> トイレまでの移動 <input type="checkbox"/> トイレ出入口の出入 (扉の開閉を含む) <input type="checkbox"/> 便器からの立ち座り (移乗を含む) <input type="checkbox"/> 衣服の着脱 <input type="checkbox"/> 排泄時の姿勢保持 <input type="checkbox"/> 後始末 <input type="checkbox"/> その他 ()	・トイレの扉が開き戸で、また2cm 敷居の高さがあり、車イス移動時支障があり、自走できない。 ・トイレ内にはつかまえるものがなく、トイレへの移乗時や衣服の着脱、立ち上がり時等に不安定となることから、転倒の危険性があり排泄の自立の妨げとなっている。	<input type="checkbox"/> 手すりの取付け トイレ2本 ①② L字2本 脱衣場2本 ③④ たて2本 浴室3本 ⑤⑥⑦ よこ1本たて2本
入浴	<input type="checkbox"/> 浴室までの移動 <input type="checkbox"/> 衣服の着脱 <input type="checkbox"/> 浴室出入口の出入 (扉の開閉を含む) <input type="checkbox"/> 浴室内での移動 (立ち座りを含む) <input type="checkbox"/> 洗い場での姿勢保持 (洗体・洗髪を含む) <input type="checkbox"/> 浴槽の出入 (立ち座りを含む) <input type="checkbox"/> 浴槽内での姿勢保持 <input type="checkbox"/> その他 ()	・廊下から洗面所のある脱衣場への移動時2cmの段差があり、また開き戸が移動の妨げとなっている。 ・脱衣場から浴室内にはつかまえるものがなく、移動が困難で、入浴の自立、安全が保てず、介護負担も大きい。	<input type="checkbox"/> 段差の解消 廊下からトイレ、脱衣場、台所の段差 ⑧ ⑨ 段差2cmの敷居を撤去する。 <input type="checkbox"/> 引き戸等への扉の取替え トイレ、脱衣場の開き戸から引き戸への変更 ⑩ ⑪ <input type="checkbox"/> 便器の取替え <input type="checkbox"/> 滑り防止等のための床材の変更
外出	<input type="checkbox"/> 出入口までの屋内移動 <input type="checkbox"/> 上がりかまちの昇降 <input type="checkbox"/> 車いす等、装具の着脱 <input type="checkbox"/> 履物の着脱 <input type="checkbox"/> 出入口の出入 (扉の開閉を含む) <input type="checkbox"/> 出入口から敷地外までの屋外移動 <input type="checkbox"/> その他 ()		<input type="checkbox"/> その他 開き戸の撤去 ⑫⑬
その他の活動			

《介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請書》

フリガナ		保険者番号		3	4	2	1	2	1
被保険者氏名	被保険者番号								
	個人番号								
生年月日	明・大・昭 年 月 日生	性別	男・女						
住所	〒 東広島市		電話番号 () -						
住宅改修の内容					業者名				
※該当するものにチェックをしてください。 <input type="checkbox"/> ①手すりの取付け <input type="checkbox"/> ②段差の解消 <input type="checkbox"/> ③滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更 <input type="checkbox"/> ④引き戸等への扉の取替え <input type="checkbox"/> ⑤洋式便所等への便器の取替え <input type="checkbox"/> ⑥その他①から⑤の住宅改修必要となる住宅改修					着工日				
					平成 年 月 日				
					完成日				
					平成 年 月 日				
改修の箇所及び規模					住宅改修に要した費用				
※箇所及び規模については、別添の「工事費内訳書」に記入してください。					※介護保険支給対象となる改修費のみ記入してください。				
					円				
東広島市長 様 上記のとおり関係書類を添えて居宅介護（介護予防）費用支給を申請します。 また、固定資産税課税台帳により住宅所有者を 平成 年 月 日 住所 東広島市 申請者 氏名 （被保険者）									

「住宅改修の内容、箇所、及び規模」については、「工事費内訳書」に記入してください。

住宅改修費支給対象額（10割分 20万円まで）をご記入ください。
 なお、支給限度額と比較して低額の方をご記入ください。

注意 ・改修を行った住宅の所有者が当該被保険者でない場合は、所有者の承諾書、住宅の所有者を確認することについての承諾書に住宅所有者の署名押印が必要です。（裏面参照）
 ・また、この申請書に、領収書・工事費内訳書・住宅改修が必要な理由書・住宅の見取り図、着工前及び完成後の状態が確認できる日付入りの写真を添付してください。

居宅介護（介護予防）住宅改修費を次の口座に振り込んでください。

口座振込依頼欄	銀行・農協 金庫 信用組合	本店 支店 出張所	種目	口座番号
	金融機関コード	店舗コード	1 普通預金 2 当座預金 3 その他	
	フリガナ			
	口座名義人			

被保険者以外の口座振込は委任状が必要です。

・被保険者以外の口座振込は委任状が必要です。
 ・ゆうちょ銀行に振り込みを希望される場合、通帳記載の振込専用の店舗コードと口座番号を記入してください。入ください。また、**口座番号**が8ケタの場合は、右端の数字を除いた7ケタの番号をご記入ください。
 例：「12345678」→この場合は右端の「8」を除いた「1234567」を記入してください。

《介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請書（受領委任払い用）》

フリガナ		保険者番号		3	4	2	1	2	1
被保険者氏名		被保険者番号							
		個人番号							
生年月日	明・大・昭 年 月 日生	性別	男・女						
住所	〒 ー 東広島市 電話番号（ ） ー								
住宅改修の内容					業者名				
※該当するものにチェックをしてください。 <input type="checkbox"/> ①手すりの取付け <input type="checkbox"/> ②段差の解消 <input type="checkbox"/> ③滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路路面の材料の変更 <input type="checkbox"/> ④引き戸等への扉 <input type="checkbox"/> ⑤洋式便所等への改修 <input type="checkbox"/> ⑥その他①から⑤となる住宅改修									
					着工日				
					平成 年 月 日				
					完成日				
平成 年 月 日									
改修	住宅改修に要した費用								
※箇所及び規模について、別添の工事費内訳書に記入してください。					※介護保険支給対象となる改修費のみ記入してください。				
					円				
東広島市長 様 上記のとおり関係書類を添えて受領委任払いにより居宅介護費支給申請書を申請します。 また、固定資産税課税台帳により住宅所有者を確認すること 平成 年 月 日 住所 東広島市 申請者 氏名 (被保険者)									
					住宅改修費支給対象額（10割分 20万円まで）をご記入ください。 なお、支給限度額と比較して低額の方をご記入ください。				
					印 電話番号（ ） ー				

「住宅改修の内容、箇所、及び規模」については、「工事費内訳書」に記入してください。

住宅改修費支給対象額（10割分 20万円まで）をご記入ください。
 なお、支給限度額と比較して低額の方をご記入ください。

注意 ・改修を行った住宅が市所定の様式でお願いいたします。ない場合は、所有者の承諾書、住宅の所有者を確認することについての承諾書が必要です。（裏面参照）
 ・また、この申請書に、領収書・工事費内訳書・住宅改修が必要な理由書・住宅の見取り図、着工前及び完成後の状態が確認できる日付入りの写真を添付してください。

受領委任払いをご利用される際には委任状が必要です。

委任状兼居宅介護（介護予防）住宅改修費振込依頼書
（受領委任払い用）

東広島市長 様

委任者（被保険者）

住 所

氏 名

印

私は、居宅介護（介護予防）住宅改修費の支給に関する手続きが完了するまでの間、その受領に関する権限を下記の者に委任します。

受任者

住 所

施工業者名等

代表者名

印

電話番号

上記記載の事業所名義の口座が記入されているか確認して下さい

居宅介護（介護予防）住宅改修費を 〇〇〇〇の口座に振り込んでください。

口 座 振 込 依 頼 欄	銀行・農協 金庫 信用組合	本店 支店 出張所	種 目	口 座 番 号
	金融機関コード	店舗コード	1 普通預金 2 当座預金 3 その他	
	フリガナ			
口座名義人				

※ ゆうちょ銀行に振り込みを希望される場合、通帳記載の振込専用の店舗コードと口座番号を記入してください。また、口座番号が8ケタの場合は、右端の数字を除いた7ケタの番号を記入してください。
例えば、「12345678」が口座番号であった場合は、右端の「8」を除いた「1234567」を記入してください。

《住宅の所有者の承諾書》（住宅改修費申請書の裏面）

被保険者と、住宅の所有者が異なる場合は、所有者の承諾が必要です。

被保険者が住宅の所有者の場合は、「住宅の所有者名」「被保険者との関係」のみ記載してください。

- 住宅の所有者名 _____
被保険者との関係 _____

住宅の所有者と申請者(被保険者)が異なる場合は、下記の「住宅所有者の承諾書」、「住宅所有者確認の承諾書」に所有者の署名押印が必要です。

■ 「住宅の所有者の承諾書」記載欄

《住宅所有者の承諾書》	
私は、次の者が行う介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請に係る住宅改修について、これを行うことを承諾します。	
	年 月 日
《申請者》	
住 所	
氏 名	
	《住宅の所有者》
	住 所
	氏 名
	印
	※（所有者死亡の場合は代表相続人）

■ 「住宅所有者確認の承諾書」記載欄

住宅所有者確認の承諾書	
私は、固定資産課税台帳により住宅の所有者を確認することについて承諾します。	
	年 月 日
	《住宅の所有者》
	住 所
	氏 名
	印
	※（所有者死亡の場合は代表相続人）

■ この申請書に下記の書類等を添付してください。

添 付 書 類	チェック欄
<input type="checkbox"/> 介護支援専門員が作成した「住宅改修が必要な理由書」	
<input type="checkbox"/> 領収書	
<input type="checkbox"/> 見積書	
<input type="checkbox"/> 工事費内訳書（工事後）	
<input type="checkbox"/> 着工前及び完成後の改修状態が確認できる日付入りの写真	
<input type="checkbox"/> 住宅の見取り図	

《 領収書 》

償還払いをご利用される場合

領収書

株式会社〇〇〇〇 印

〇〇 〇〇様

金額 〇〇, 〇〇〇円

平成〇〇年〇月〇日
住宅改修手すり工事費として

ご本人の宛名をフルネームでご記入ください

内訳書の合計金額と同一になるようにしてください

但し書きへ対象となる改修項目を必ずご記入ください

受領委任払いをご利用される場合

領収書

株式会社〇〇〇〇 印

〇〇 〇〇様

金額 〇, 〇〇〇円

平成〇〇年〇月〇日
住宅改修手すり工事費（介護保険対象工事費〇〇, 〇〇〇円）
の利用者負担額として

ご本人の宛名をフルネームでご記入ください

対象工事費の1割、2割又は3割分（1円未満切り上げ）と同一になるようにしてください。

介護保険対象工事費（10割分）を但し書きに必ずご記入ください

《 領収書 》

受領委任払いをご利用され、工事費全体額が支給限度額を超過した場合。

領収書	
株式会社〇〇〇〇 印	
〇〇 〇〇様	ご本人の宛名をフルネームでご記入ください
金額 〇, 〇〇〇円	対象工事費の1割、2割又は3割分（1円未満切り上げ）と、支給限度額（最大20万円）を超過した額の合計を記入してください。
平成〇〇年〇月〇日	
住宅改修手すり工事費（全体工事費〇〇〇, 〇〇〇円）のうち介護保険支給対象限度額〇〇〇, 〇〇〇円の利用者負担〇割分（〇〇, 〇〇〇円） +限度額超過分〇〇, 〇〇〇円	
住宅改修の項目及び介護保険対象工事費と支給限度額、最大20万円分のうち利用者負担分と支給限度額の超過額を但し書きにご記入ください。	

例：工事全体額30万円で支給限度額残額20万円、利用者負担2割の場合

領収書	
株式会社〇〇〇〇 印	
〇〇 〇〇様	ご本人の宛名をフルネームでご記入ください
金額 140,000円	対象工事費の1割、2割又は3割分（1円未満切り上げ）と、支給限度額（最大20万円）を超過した額の合計を記入してください。
平成〇〇年〇月〇日	
住宅改修手すり工事費（全体工事費300,000円）のうち介護保険支給対象限度額200,000円の利用者負担2割分（40,000円） +限度額超過分100,000円	
住宅改修の項目及び介護保険対象工事費と支給限度額、そのうちの利用者負担割合分と支給限度額の超過額を但し書きにご記入ください。	
例：（全体30万円－限度額20万円＝超過額10万円）＋2割負担4万円＝14万円	

材・工一式の表示の多用は、材料の仕様・対象範囲等が不明確となるので不適当。

材料名等は専門用語を避け、誰にでも分かりやすい表記にする。

工事費内訳書

*1 住宅改修の種類	*2 工事箇所	*3 区分	内容(仕様)	数量	*4 単位	金額(円)	備考	
《介護保険支給対象》								
手すりの取付け	浴室	材料費	L字型 600×950mm アルミ抗菌樹脂 32	1	本	0,000		
		施工費	取付け作業代	1	式	0,000	エポキシ接着剤使用	
	廊下	材料費	I字型 横 1750mm 木製 32	1	本	0,000		
付帯工事		材料費	補強版 タモ材 W1820×D100×H20mm	1	本	0,000		
		施工費	手すり、補強板取付け作業代	1	式	0,000		
段差の解消	寝室	材料費	スロープ三角材 木製 高40×奥行50×幅600mm	1	個	0,000		
		施工費	取付け作業代	1	式	0,000		
	玄関	材料費	特注踏み台(2段) 上段=W1500×D600×H150mm	1	個	0,000		
			合板 下段=W1500×D600×H150mm	1	個	0,000		
滑りの防止材料変更	玄関	材料費	特注踏台ノンスリップ	2	m ²	0,000		
		施工費	特注踏台、ノンスリップ取付け作業代	1	式	0,000		
消費税(※)			諸経費			0,000		
合計金額						0,000	※税別単価の場合	
《介護保険支給対象外》							00,000	税込合計とすること
消費税(※)			写真代	1	式	000		
合計金額						00,000	※税別単価の場合 税込合計とすること	

住宅改修費の支給対象外の工事も併せて行われる場合

★支給対象部分の抽出
対象部分について、面積、長さ等数量を特定して抽出し、それぞれに単価を乗じて金額を算定します。

★按分による方法
解体費や材・工に区別するのが困難な工事に目については、有意な方法で対象範囲を按分し、その根拠を明示します。

按分をする場合は、按分を行った保険対象部分以外の工事内容(撤去費・材料費・施工費・諸経費等)も保険対象部分の算出根拠を明確にするために必要です。

* 1 「住宅改修の種類」には、申請書の「住宅改修の種類」欄の①～⑥の内、当該申請に該当するものを記入してください。この際、介護保険の支給対象と支給対象外とを分けて記入してください。

* 2 「工事箇所」には、便所、浴室、廊下等の工事箇所をご記入してください。

* 3 「区分」には、材料費、施工費、諸経費等の別を記入してください。

* 4 「単位」には、m、m²等の箇所に応じた規模の単位で記入してください。

工事費内訳書見本

(例) 洗い場段差解消を目的にユニットバスに変更
 部屋全体の解体費・材料費・施工費のみしか算出できなかつたため洗い場部分を按分により算出する必要がある。

住宅改修の種類	工事箇所	区分	内容(仕様)	数量	単価(円)	金額(円)	備考(算出根拠等)
《介護保険支給対象》							
付帯 段差解消	浴室洗い場	解体費	既存浴室解体撤去処分(洗い場)	2.68 m		12,592	面積按分10% (浴室全体 27.92 m ² ・125,920円のうち)
	浴室洗い場	材料費	ユニットバス(洗い場)	2.68 m		132,000	面積按分10% (浴室全体 27.92 m ² ・1,320,000円のうち)
	浴室洗い場	施工費	ユニットバス(洗い場)	2.68 m		12,500	面積按分10% (浴室全体 27.92 m ² ・125,000円のうち)
		諸経費				2,000	金額按分10% (全体金額 1,570,920円・諸経費 2万のうち)
		消費税				7,955	
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> 按分により小数点が生じる場合は、保険内・外一方を繰り上げる等で調整します。 </div>							
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> 解体費は付帯工事として挙げないのであれば全て保険外にすることも可能。 </div>							
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> 按分を行った場合は、按分の種類・%・その%が出た根拠を明示します。また、按分を行った保険外の工事内容も明示します。 </div>							
合計金額						167,047	
《介護保険支給対象外》							
付帯 段差解消	浴室洗い場	解体費	既存浴室解体撤去処分(洗い場以外)	25.24 m		113,328	面積按分90% (浴室全体 27.92 m ² ・125,920円のうち)
	浴室洗い場	材料費	ユニットバス(洗い場以外)	25.24 m		1,188,000	面積按分90% (浴室全体 27.92 m ² ・1,320,000円のうち)
	浴室洗い場	施工費	ユニットバス(洗い場以外)	25.24 m		112,500	面積按分90% (浴室全体 27.92 m ² ・125,000円のうち)
		諸経費				18,000	金額按分90% (全体金額 1,570,920円・諸経費 2万のうち)
		消費税				71,591	
合計金額						1,503,419	

※1 「住宅改修の種類」には、申請書の「住宅改修の種類」欄の①～⑥の内、当該申請に該当するものを記入してください。

この際、介護保険の支給対象と支給対象外とを分けて記入してください。

※2 「工事箇所」には、便所、浴室、廊下等の工事箇所を記入してください。

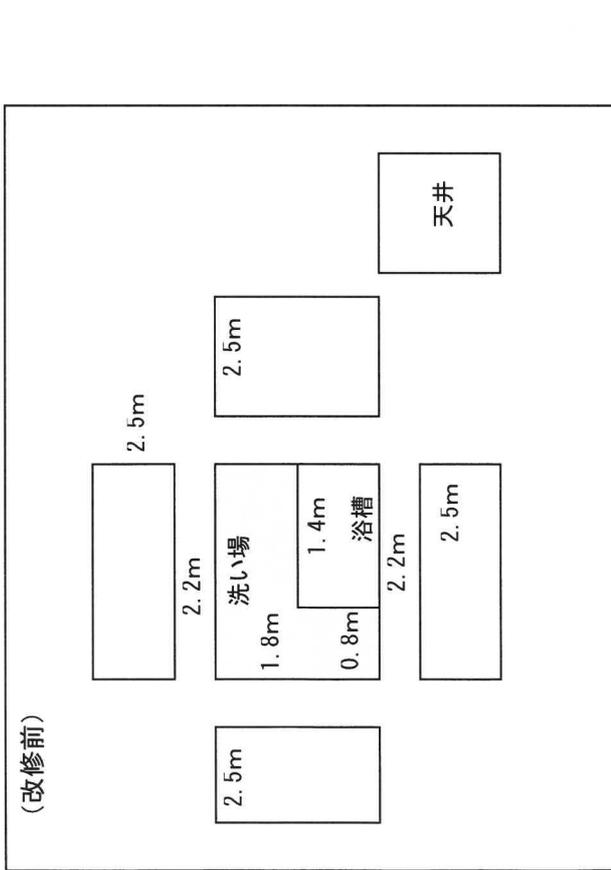
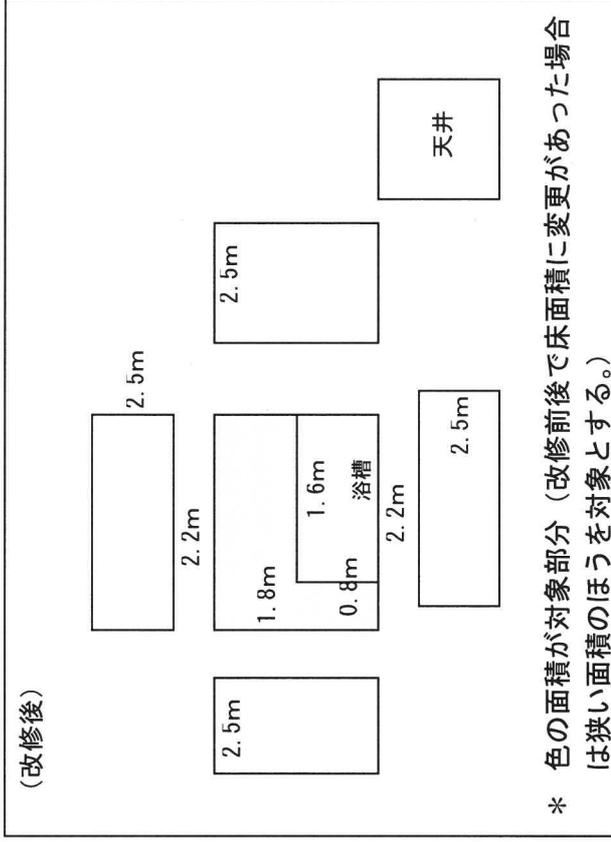
※3 「区分」には、材料費、施工費、諸経費等の別を記入してください。

材工一式の表示は、材工を区分するのが困難な場合を除いてできるだけ避けてください。

保険内・外の合計金額と領収書の金額は一致させます。
 按分を伴わない保険以外の工事を含む領収書である場合は、内訳書の保険外の欄にその他工事で〇〇円と表示して領収書の金額と一致させます。

(例) 洗い場差解消を目的にユニットバスに変更

部屋全体の解体費・材料費・施工費のみしか算出できなかつたため洗い場部分を按分により算出する必要がある。
 ※段差解消で浴槽部分も対象とする場合は洗い場及び浴槽で床面積前が対象になる。なお、対象範囲は改修前後で狭い面積のほうをとする（詳細は下図のとおり）。



* 色の面積が対象部分（改修前後で床面積に変わりがあつた場合は狭い面積のほうを対象とする。）

ユニットバス解体費・材料費・施工費について（面積按分）

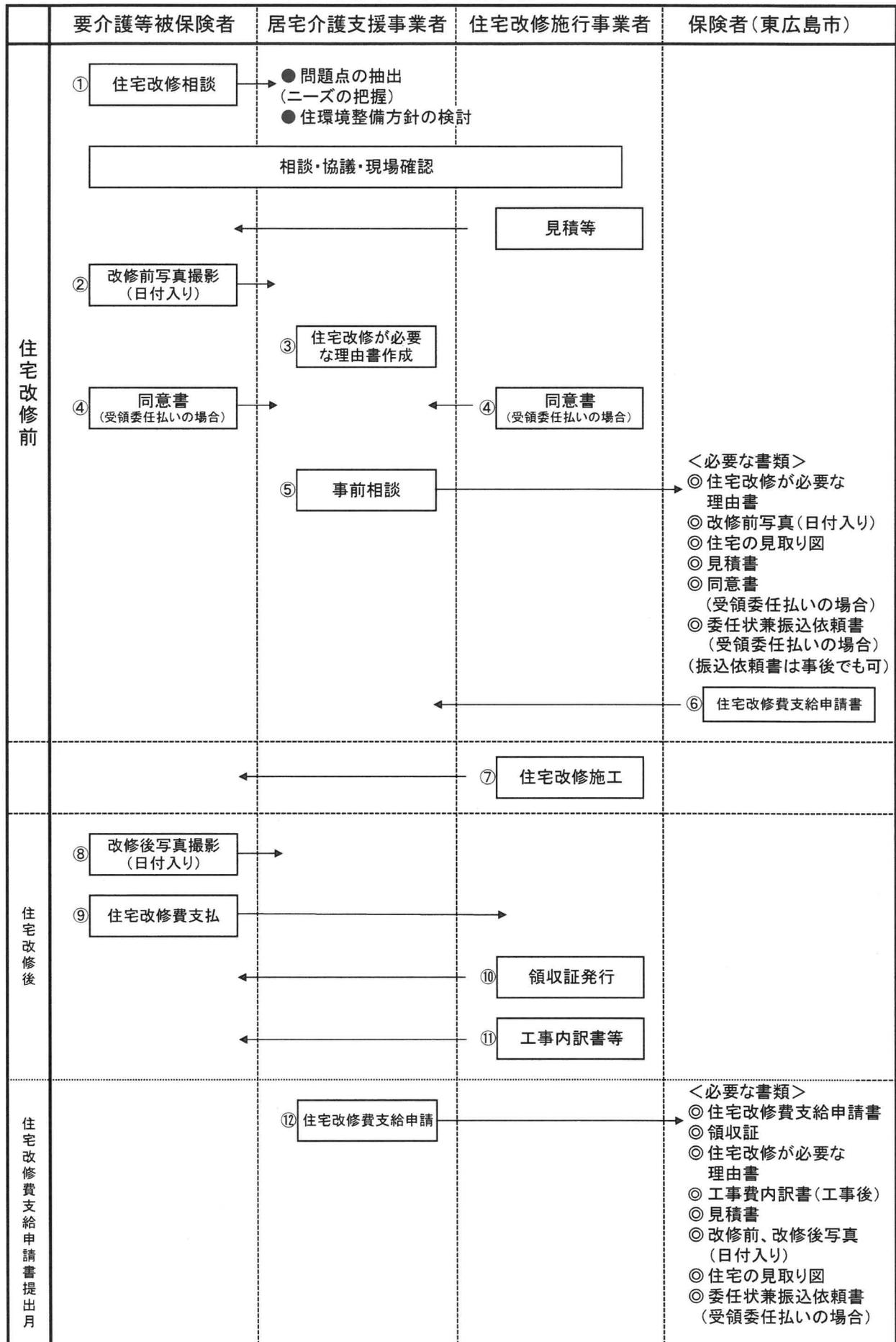
	部屋全体	洗い場（保険内）	洗い場以外（保険外）
面積	27.92 m ²	2.68 m ²	25.24 m ²
%比率	100%	10%	90%
撤去費	125,920円	12,592円	113,328円
材料費	1,320,000円	132,000円	1,188,000円
施工費	125,000円	12,500円	112,500円
合計	1,570,920円	157,092円	1,413,828円

諸経費について（金額按分）

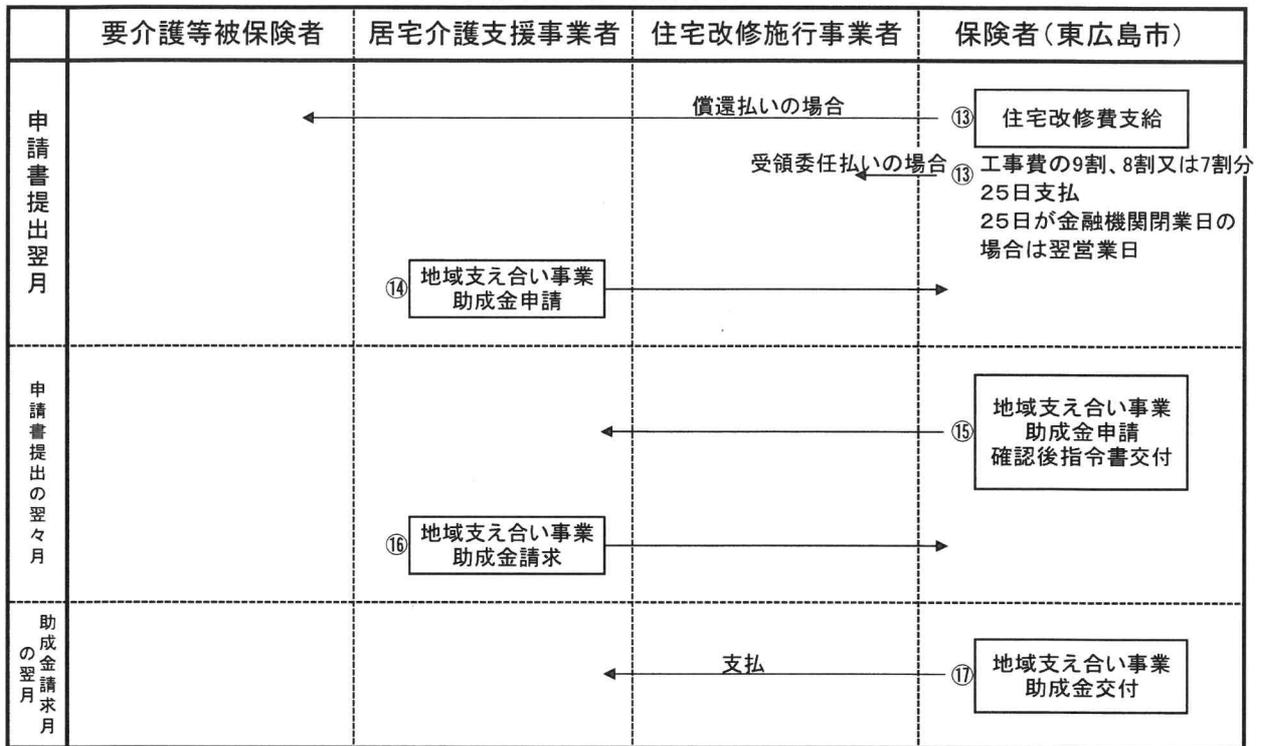
	部屋全体	洗い場（保険内）	洗い場以外（保険外）
工事金額	1,570,920円	157,092円	1,413,828円
%比率	100%	10%	90%
諸経費	20,000円	2,000円	18,000円

* は按分によって割り出した金額

住宅改修費支給申請事務フロー



住宅改修費支給申請事務フロー



※ 住宅改修のみ行った利用者については給付管理票を作成する必要がないため居宅介護支援費が算定できません。なお、住宅改修のみで理由書を作成した居宅介護支援事業所は地域支え合い事業助成金の対象となる可能性があります。対象となる事業所には支給申請月の 翌月に介護保険課から通知します。詳細については介護保険課までお問い合わせください。

住宅改修の支給可能額算定の例外に係る取扱い

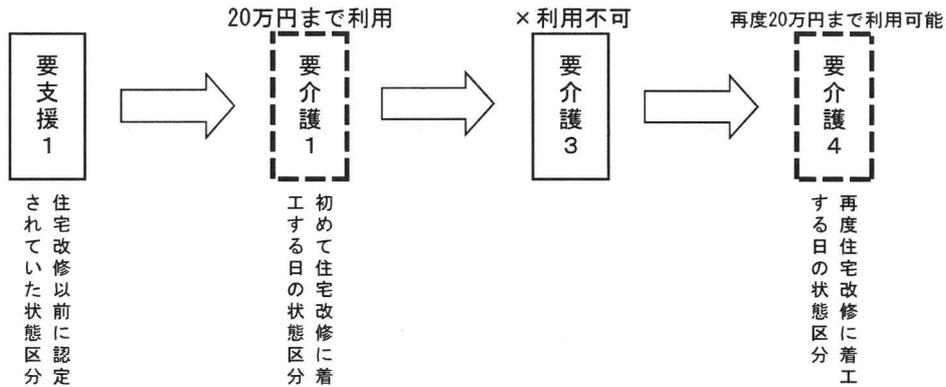
初めて住宅改修費が支給された住宅改修の着工日の要介護等状態区分を基準として次表に定める「介護の必要の程度」の段階が、新たに工事を行う着工日において3段階以上上がった場合に、再度、20万円まで支給可能（以下「3段階リセットの例外」という。）

「介護の必要の程度」の段階	要介護等状態区分
第六段階	要介護5
第五段階	要介護4
第四段階	要介護3
第三段階	要介護2
第二段階	要支援2 又は 要介護1
第一段階	要支援1 又は 経過的要介護 旧要支援

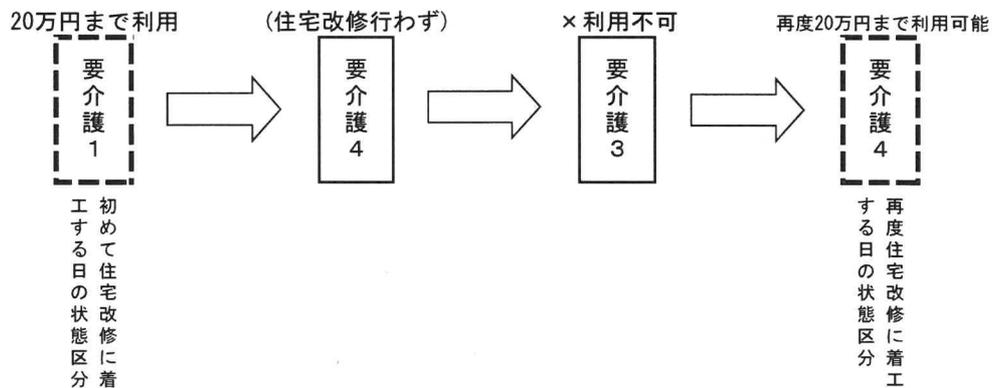
したがって、要支援1から要介護2となった場合、要介護等状態区分は3段階上がるものの、「介護の必要の程度」の段階は2段階しか上がっておらず、3段階リセットの例外は適用されない。

住宅改修の支給可能額算定の例外に係る取扱い

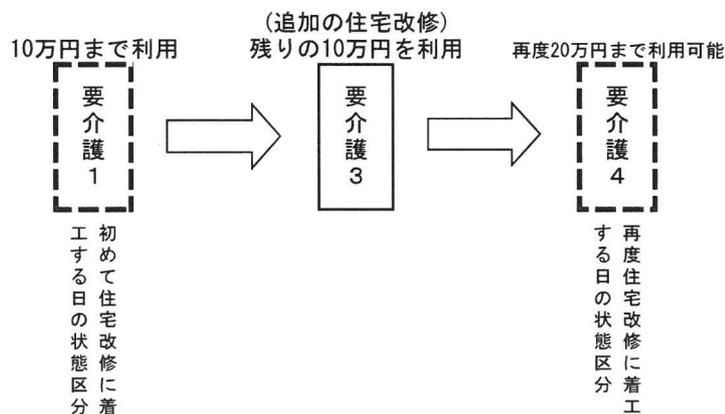
①要支援の時に住宅改修を行わず、要介護1となって初めて住宅改修に着工した場合は、要介護1を基準として、要介護等状態区分が3段階以上上がった場合に、再度20万円まで利用可能となる。



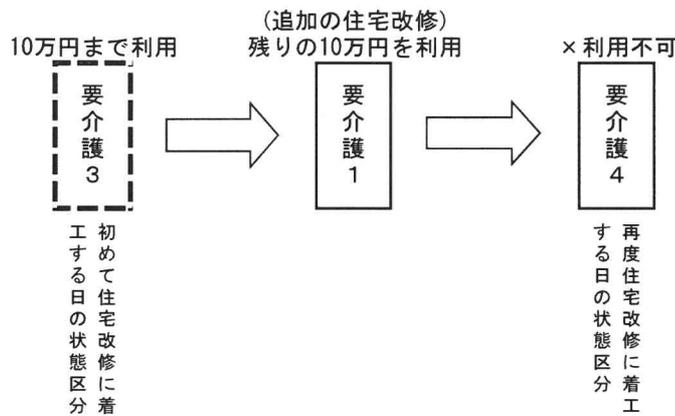
②要介護1の時に初めて住宅改修に着工し、その後要介護4となった時点では再度の住宅改修を行わず、後に要介護3と変更された場合には、3段階以上という要件を満たしていないため利用できない。この場合、再び要介護4又は要介護5となれば再度20万円までの利用が可能になる。



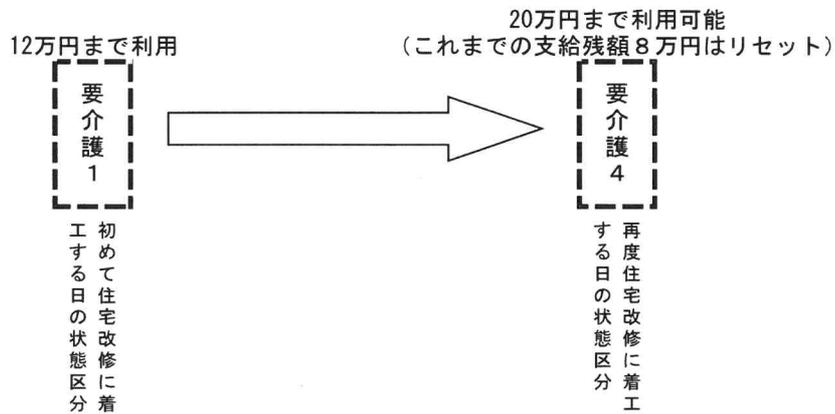
③要介護1の時に初めて住宅改修に着工し10万円まで利用し、その後要介護3の時点でも残り10万円を利用した場合は、初めて住宅改修を行った要介護1を基準として要介護等状態区分が3段階以上上がれば、再度20万円までの利用が可能となる。



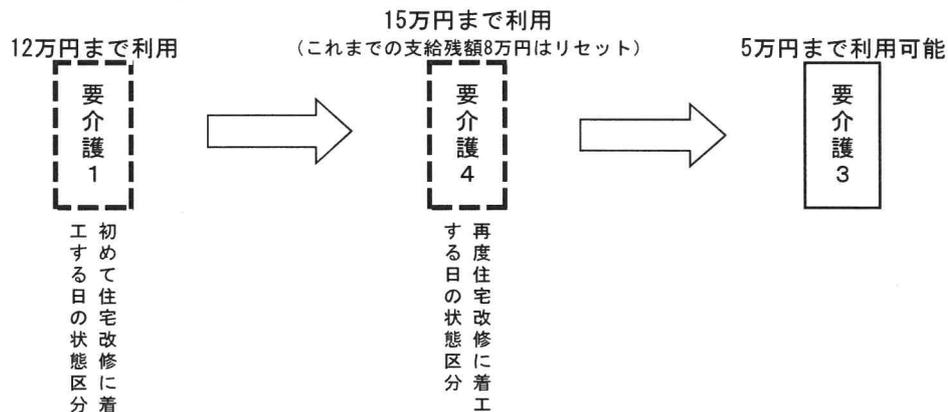
④要介護3の時に初めて住宅改修に着工し10万円まで利用し、その後要介護1の時点で残りの10万円を利用した場合は、初めて住宅改修に着工した要介護3が基準となるので、要介護4となった場合でも再度、住宅改修費の支給はできない。



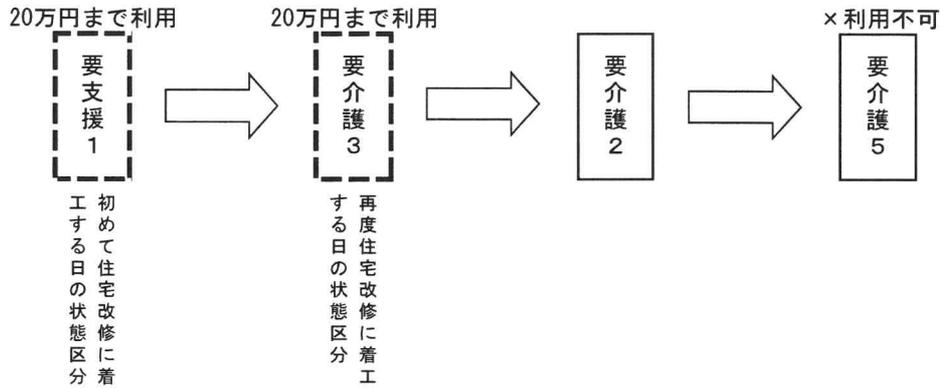
⑤要介護1の時に12万円まで利用し、その後要介護4で住宅改修に着工した場合は、残りの8万円はリセットされ、再度20万円まで利用可能となる。



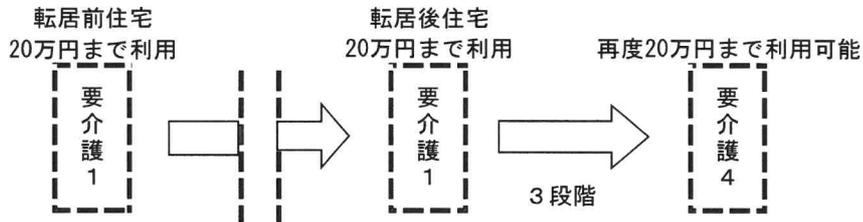
⑥ひとたび3段階の例外が適用されると、その後の要介護状態区分の変化にかかわらずリセット後で支給限度額管理がなされる。



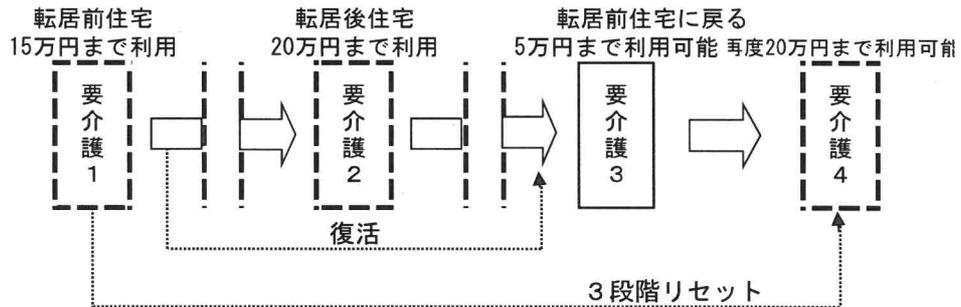
⑦ 3段階リセットの例外は、1人の被保険者につき1回限りであり、再び要介護等認定状態区分が3段階以上上がっても適用されない。



⑧ 転居した場合は、転居前の住宅に係る住宅改修費の支給状況のいかんにかかわらず、転居後の住宅について20万円まで住宅改修費の支給が可能となる。また、3段階リセットの例外も転居後の住宅について初めて住宅改修に着手する日の要介護状態区分を基準とする。



⑨ 転居前の住宅に再び戻った場合は、転居前住宅に係る支給状況が復活し、転居リセットはなかったものとして取り扱う。したがって、3段階リセットの例外で基準となる要介護等状態区分も過去のものが適用されることになる。



Q and A

1. 住宅改修

(1) 手すりの取付け

《段差解消・手すりについて》

玄関から道路までの段差解消や手すりの設置は給付対象となりますか。

＜答え＞

対象となります。

工事の種類は、通路への手すりの設置、通路へのスロープの設置、コンクリート舗装への変更等が考えられます。

《手すりの取り替え工事について》

介護保険施行前に設置した手すりが老朽化したことから、その手すりを撤去し、手すりを設置する場合は給付対象となりますか。

＜答え＞

単に老朽化したとの理由であれば認められません。

《ねじを使用しない手すりの取り付けについて》

住宅改修における手すりの取り付けには、ねじで止めることが必要とあるが、特許を取得した固定剤（エポキシ剤）による取り付けは給付対象となりますか。

＜答え＞

対象となります。

この場合、内訳書に接着剤名を記載してください。

《機能が複合した手すりの取り替え（シャワーハンガー等）工事について》

お風呂に設置する手すりでもシャワーハンガーを兼ねた手すりを設置する場合は給付対象となりますか。

＜答え＞

機能が複合したものについて、例えばシャワーハンガーとしての機能と手すりとしての機能の施工費、材料費が按分できないものについては対象となりません。小型の椅子が付属した手すりなども同様です。

(2) 段差の解消

《ベランダの段差解消について》

独居の要介護者等が洗濯物を干す等のためベランダから出入りをする必要がある時にベランダと部屋の段差解消は給付対象となりますか。

＜答え＞

ベランダと部屋間の段差の解消も移動という基本動作を支援するものであるので、対象となります。

《浴室の段差解消について》

段差を解消するため浴室用すのこを製作し、設置する場合は給付対象となりますか。

＜答え＞

浴室内すのこは、特定福祉用具の入浴補助用具の浴室用すのこ（浴室において浴室の床の段差が解消できるものに限る）に該当するものと考えられるので、住宅改修ではなく、福祉用具購入の給付対象となります。

《上がり框（かまち）の段差緩和について》

上がり框の段差の緩和のため、式台を設置したり、上がり框の段差を2段にする場合は給付対象となりますか。

＜答え＞

式台については持ち運びが容易でないものは段差の解消として住宅改修の対象となるが、持ち運びが容易なものは対象外となります。

また、上がり框を2段にする工事は段差の解消として対象となります。

《浴槽の取替えによる段差解消について》

平成12年12月に住宅改修の種類が「床段差の解消」から「段差の解消」と改正されたが、これに伴い高齢者が自立して入浴又は介助して入浴できるよう、浴室床と浴槽の底の高低差や浴槽の形状（深さ、縁の高さ等）を適切なものとするために行う浴槽の取替えも「段差の解消」として住宅改修の給付対象となりますか。

＜答え＞

浴槽の縁も、玄関の上がり框（かまち）と同様「段差」に含まれるものとして取り扱って差し支えありません。なお、改修にあたって事前に浴槽の深さ、外からの縁の高さを定規などで測定した写真および事後の浴槽の深さ、外からの縁の高さが分かる図面が必要です。また工事後についても浴槽の深さ、外からの縁の高さを定規などで測定した写真が必要です。

《浴室の段差解消について》

脱衣所と浴室床の段差解消するため、浴室床のかさ上げ又はすのこの設置を行ったが、浴室床が上がったために行う次の①～③の工事について、住宅改修の段差解消に伴う付帯工事として取り扱うこととして良いですか。

- ①水栓の蛇口の下に洗面器が入らなくなった。この場合の水栓の蛇口の位置の変更。
- ②浴室床が上がったために、相対的に浴槽の底との高低差が増え浴槽への出入りが困難かつ危険となった場合の浴槽をかさ上げするなどの工事。
- ③上記②の場合、技術的に浴槽のかさ上げが困難な場合、浴槽の改修又は取替えの工事。

＜答え＞

①～③いずれの場合も介護保険の住宅改修の給付対象として差し支えありません。

《玄関以外からのスロープ設置について》

居室から屋外に出るため、玄関ではなく、掃出し窓にスロープを設置する工事は給付対象となりますか。

また、スロープから先の道路までの通路を設置する場合も給付対象となりますか。

＜答え＞

玄関にスロープを設置する場合と同様にスロープは段差の解消として、通路の設置は通路面の材料の変更として、対象となります。

《段差解消に付帯して必要となる工事について》

敷居を低くするため、扉の付け替えが必要となる場合、付帯する工事として給付対象となりますか。

＜答え＞

段差解消に伴い不可欠なものならば、給付対象となります。

《玄関の段差解消に伴う床の解体費について》

玄関の段差解消を行うため、スロープを設置する際にもともとある床を解体する必要がある場合、その床の解体費についても段差解消に付帯する工事として給付対象となりますか。

＜答え＞

このような場合、スロープの設置工事に付帯するものと考えられます。

《玄関から道路までの段差解消について》

玄関から道路までの通路の階段の段差を緩やかにする工事は給付対象となりますか。

＜答え＞

玄関の上がり框（かまち）への式台の設置等と同様に、段差の解消として対象となります。

《段差解消機等の設置について》

昇降機、リフト、段差解消機等の設置は給付対象となりますか。

＜答え＞

昇降機、リフト、段差解消機等といった動力により（手動式であっても）段差を解消する機器を設置する工事は住宅改修の対象外です。

なお、リフトについては、移動式、固定式又は据置式の場合は、移動リフトとして福祉用具貸与の給付対象です。

《ユニットバスについて》

段差解消、滑りにくい床材の変更をユニットバス（壁、床、天井、浴槽が一体のもの）取替により行う場合、給付の対象となりますか。

＜答え＞

工事費を面積で按分することが可能であれば、対象となります。なお、ユニットバスとすることで改修前の風呂場よりも広くなる時は改修前の床面積までが介護保険の対象面積となりますので按分の際はご注意ください。

またユニットバスの床を床材の変更、浴槽を段差の解消、手すりの設置を行う場合にそれぞれの材料費および施工費が個別に見積もり可能な場合は、面積按分せずに申請することも可能です。

なお、ユニットバス改修に伴う手すりの設置については施工前の旧浴室の写真だけでは正確な取り付け位置が不明な場合があるため、浴室内のレイアウトが大きく変わる場合はユニットバス改修後の状態でも手すりの設置前、設置後の写真をそれぞれ撮影してください。

(3) 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更

《床材の表面加工について》

滑りの防止を図るための床材の表面の加工（溝をつけるなど）は、住宅改修の給付対象となるか。また、階段にノンスリップを付けたリカーペットを床に張り付けたリする場合は給付対象となりますか。

<答え>

いずれも床材の変更として住宅改修の対象となります。

なお、ノンスリップが突き出していたり、あまりに滑りが悪いとつまづき転落する危険性もあるので、工事に当たっては十分に注意が必要です。

《浴槽内すべり止めマットについて》

浴室内の滑り防止、または、段差解消のためにすべり止めマットを敷き、床材を変更する場合は給付対象となりますか。

<答え>

滑り止めマットについては、住宅改修の対象にはなりません。

また、福祉用具の購入の対象にもなりません。

《床の取替えについて》

車いすの通行により傷んだ床材を取り替える場合は給付対象となりますか。

<答え>

老朽化や物理的、化学的な磨耗、消耗を理由とするのであれば対象になりません。

《通路面の材料の変更について》

通路面について、滑りの防止を図るための舗装材への加工（溝をつけるなど）や移動の円滑化のための加工（土舗装の転圧など）は、給付対象となりますか。

<答え>

いずれも、通路面の材料の変更として住宅改修の給付対象となります。

《通路面の材料の変更について》

通路面の材料の変更としては、どのような材料が考えられますか。また、この場合の路盤の整備は付帯工事として給付対象となりますか。

<答え>

例えば、コンクリート舗装、アスファルト舗装、タイル舗装、レンガ舗装等が考えられます。路盤の整備は付帯工事として給付対象として差し支えありません。

(4) 引き戸等への扉の取替え

《共用している部屋を分割するための扉の設置について》

本人は寝たきりであり、ベッド上でのおむつ交換等のプライバシー保護のため部屋を分割することは給付対象となりますか。

<答え>

扉の取替えが対象であり、新規に設置するものは対象になりません。

《開き戸のドアノブの変更に伴う扉の変更について》

開き戸のドアノブを変更するために扉ごと取り替えた（開き戸）場合は給付対象となりますか。

<答え>

身体的事由による変更であれば対象であり、老朽化による変更であれば対象になりません。

《浴室の扉の取り替えについて》

車いす利用者が浴室の扉を一人で開閉できないために、扉の幅を広げ、位置をずらすことは引き戸から引き戸であっても対象となりますか。

<答え>

本人の身体状況に基づいた理由による住宅改修ならば対象です。

《引き戸から引き戸への取替え工事について》

既存の引き戸が重たく開閉が容易ではないため、軽いアコーディオン型等の引き戸へ取り替える場合は給付対象となりますか。

<答え>

既存の引き戸が重たく開閉が容易でないという理由があれば対象となります。

ただし、既存の引き戸が古くなったとあって新しい引き戸に取り替えるという理由であれば、対象になりません。

《門扉の取り替えについて》

門扉の取り替えは、給付対象となりますか。

<答え>

引き戸等への扉の取り替えとして対象となります。

《開く向きを変更する工事について》

扉そのものは取り替えないが、右開きの戸を左開きに変更する工事は給付対象となりますか。

＜答え＞

扉そのものを取り替えない場合であっても、身体の状態にあわせて性能が変われば、対象となります。

具体的には、右開きの戸を左開きに変更する場合、ドアノブをレバー式把手等に変更する場合、戸車を設置する場合等が考えられます。

《ドアノブの変更にあわせ鍵部分の変更をともなう工事について》

ドアノブの変更に合わせてドアノブに付属した鍵部分も含めて工事をした場合、住宅改修の対象となりますか。

＜答え＞

身体状況に合わせて、ドアノブを変更する住宅改修の対象となりますが、鍵の変更のみを目的として工事する場合は対象外です。ドアノブと一体型の鍵で、ドアノブの変更にともない鍵も取り替えざるをえない場合であれば付帯工事として対象となります。

(5) 洋式便器等への便器の取替え

《和式便器の腰掛式への変換について》

和式便器の上に置いて腰掛式に変換するものは給付対象となりますか。

＜答え＞

対象となりません。

腰掛便座として特定福祉用具購入の給付対象となります。

《洋式便器への便器取替え工事について》

和式便器から、洗浄機能等が付加された洋式便器への取替えは給付対象となりますか。

＜答え＞

洋式便器等への取替え工事をする際に、商品として洗浄便座一体型の洋式便器に取替える場合は対象となります。

しかし、既に洋式便器を使用している方が洗浄便座一体型に交換したり、暖房、洗浄等の付加機能のみを目的として改修する場合は対象になりません。

《洋式便器の向きの変更工事について》

身体に麻痺があることから、現在の洋式便器に座れないので、洋式便器の向きを変える工事は給付対象となりますか。

＜答え＞

本人の状態に適応するように向きを変える場合は、対象となります。

《既存のトイレとは別の場所にトイレを設置する工事について》

既存の和式トイレを改修するのではなく、居室の隣室を改造して洋式トイレを新たに設置し、既存のトイレはそのまま使用する場合は、洋式便器等への取替えとはならないので、住宅改修の対象とならないですか。

＜答え＞

対象になりません。

《洋式便器の移設をする工事について》

居室から遠い和式便器を取り壊し、要介護等者の状態を勘案し、居室横（近く）に洋式便器を新設する工事は給付対象となりますか。

＜答え＞

本人の状態を勘案して移設をする場合は、対象となります。

《洋式便器の改修工事について》

リウマチ等で膝が十分に曲がらなかったり、便座から立ち上がるのがきつい場合等に、既存の洋式便器の便座を高くしたい場合、次の工事は便器の取替えとして給付対象となりますか。

- ① 洋式便器をかさ上げする工事
- ② 便座の高さが高い洋式便器に取替える場合
- ③ 補高便座を用いて座面の高さを高くする場合

＜答え＞

① は対象となります。

② については、既存の洋式便器が古くなったことにより新しい洋式便器に取替えるという理由であれば、対象とはなりません。質問のように当該高齢者に適した高さにするために取替えるという適切な理由があれば、便器の取替えとして住宅改修の対象として差し支えありません。

③ については、腰掛便座（洋式便器の上に置いて高さを補うもの）として特定福祉用具購入の対象となります。

《洋式便器への便器取替え工事における付帯工事の範囲について》

男性用、女性用それぞれの個室にある和式便器を1つの洋式便器に改修した場合、個室を仕切っていた壁を撤去する工事費用については付帯する工事として該当しますか。

＜答え＞

単に壁を撤去するというだけでは付帯工事には該当しません。

個別の住宅改修の実態に応じて判断します。

《便器の取替えに伴い認められる水洗化工事の範囲について》

非水洗の和式便器から水洗の洋式便器への取替えに伴い認められる工事はどのような工事ですか。

＜答え＞

非水洗の和式便器から水洗の洋式便器に取替える場合において、便器本体の工事とともに水洗化の工事が行われると思いますが、その場合の、「水洗化」の工事は対象になりません。

「便器の取替え」に付帯する工事のうち「便器の取替えに伴う給排水設備工事」として想定しているのは、和式の水洗便器を洋式の水洗便器に取替えるときに、配水管の長さや位置を変える場合など最低限必要かつ少額の工事を想定しています。便器本体の工事費用に対して著しく高額な給排水設備工事は支給の対象になりません。

(6) その他(1)から(5)の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修

《撤去費用及び処分費用について》

住宅改修の際不要となった便器、扉等の撤去費用及び処分費用は給付対象となりますか。

<答え>

これらの費用は「引き戸等への扉の取替え」又は「洋式便器等への便器の取替え」の工事を行う際に当然、付帯する行為であることから給付の対象になると考えます。

ただし同時に支給対象外となる工事も行われた場合は、対象部分の抽出、按分等適切な方法により、住宅改修費の支給対象となる費用を算出してください。

《洗面台の移動に係る費用について》

車いすでの移動を円滑にするため、廊下に設置されていた洗面台を別の場所に移動する工事は給付対象ですか。

<答え>

住宅改修告示の項目対象外のため対象になりません。また洗面台を車いす用に改修する工事や、車いす移動のために狭い廊下の幅を広げるといった工事も住宅改修告示項目にないため対象になりません。

《ストマ増設者の住改について》

トイレにオストメイト対応の洗い場を設置する場合の費用は対象となりますか。

<答え>

住宅改修告示の項目対象外（トイレの住宅改修には洗い場部分は含まれない）のため対象になりません。なお、障害サービスにおける住宅改修についても洗い場部分は対象に含まれていません。障害サービスにおける住宅改修については詳しくは障害福祉課へお問い合わせください。

2. 支給申請

《添付写真の日付について》

申請に添付する必要がある改修前後の写真は、日付が分かるものとのことであるが、日付機能のない写真機の場合はどうすればよいか。

＜答え＞

工事現場などで黒板に日付等を記入して写真を撮っているように、黒板や紙等に日付を記入して写真に写し込むといった取り扱いをしてください。

(デジタルカメラからのプリント可)

《工事費内訳書について》

支給申請の際添付する工事費内訳書に関し、材料費、施工費等を区分できない工事があ
るが全て区分しなければならないですか。

＜答え＞

工事費内訳書において、材料費、施工費等を適切に区分することとしているのは、便
所、浴室、廊下等の箇所及び数量、長さ、面積等の規模を明確にするためです。

このため、材料費、施工費等が区分できない工事については、無理に区分する必要は
ないが、工事の内容や規模等が分かるようにする必要があります。

《給付可能期間について》

支払が数ヶ月にわたったり、要介護者等の何らかの都合等で申請が遅くなった場合、年
度をまたがる場合を含めていつの時点までさかのぼって給付が可能ですか。

＜答え＞

保険給付を受ける権利は2年です。(介護保険法第200条第1項)。

しかし、保険者(市町村)が要介護者等の心身の状況、住宅の状況等、日常生活の自
立を助けるために必要と認める場合に限り支給できるものであることから、状態が変わ
った時点では判断しにくいいため、現実的には要介護認定有効期間内での申請が望ましい
です。

3. その他

《有料老人ホーム入所者の住宅改修について》

有料老人ホーム入所者が、自らの居室に手すりをつける場合、住宅改修の給付対象となりますか。

＜答え＞

有料老人ホームやケアハウスの居室部分（専用部分に限る。廊下等の共用部分は除く。）は、制度上、住宅改修は可能であるが、有料老人ホームの居室は、そもそも高齢者の利用に適したものとなっているものであり、一般的には想定しません。

ただし、高齢者の身体の状態によっては、個別の対応（手すりの取付など）が必要な場合もあるので、住宅改修が必要と認める理由が適切であれば支給は認められるのですが、改修の承認、退所時の現状復旧などの取り扱いについて、管理者とよく合意しておくことが望まれます。

《賃貸住宅の共用部分について》

賃貸住宅等の廊下等の共用部分は給付対象ですか。

＜答え＞

賃貸住宅等の集合住宅の場合、一般的に、住宅改修は当該被保険者の専用の居室内に限られるものと考えますが、洗面所やトイレが共同になっている場合等、当該被保険者の通常の生活領域と認められる特別な事情により共用部分について住宅改修が必要であれば、住宅所有者の承諾を得て住宅改修を行うことは可能であり、給付対象となります。

しかしながら、住宅所有者が恣意的に、当該被保険者に共用部分の住宅改修を強要する場合も想定されるので、被保険者の身体状況、生活領域、希望等に応じて判断してください。

《賃貸住宅退去時の改修費用について》

賃貸住宅の場合、退去時に現状復旧のための費用は住宅改修の給付対象ですか。

＜答え＞

給付対象になりません。

《一時帰宅の住宅改修について》

病院や施設から月に数回帰宅する住宅の改修は対象になりますか。

＜答え＞

病院へ入院中や施設に入所中の方は生活の拠点は病院や施設にあることから、外泊時であっても対象になりません。

《入院中の住宅改修について》

退院が近づいてきたら、住宅改修をおこなっても対象になりますか。

＜答え＞

入院中の場合は、住宅改修が必要と認められないので対象外となります。

ただし、退院後の住宅に改修が必要であれば、事前に保険者（市町村）に確認したうえで改修を行い、退院後に住宅改修の支給申請することは差し支えありません。

また、退院しないこととなった場合は申請できず、全額自己負担となります。施設退所の場合も同様に扱います。

《工事着工後に入院した場合の住宅改修について》

住宅改修に着工した要介護等者が、着工後に身体状況の急変等により入院し、退院の見通しがつかない場合は対象となりますか。

＜答え＞

要介護等者が入院するまでに工事が完成した部分までが対象となります。

《被保険者が死亡した場合について》

- ① 住宅改修中に被保険者が死亡した場合は対象となりますか。
- ② 住宅改修は終了したが支給申請前に死亡した場合は対象となりますか。
- ③ 償還払いの場合の振込先はどうなりますか。

＜答え＞

① 死亡時に完成している部分までが給付対象として申請できます。

② 工事完了部分までが給付対象として申請できます。

③ 本人死亡の場合は相続人代表者の口座へ振込となります。

《住宅所有者が死亡した場合の承諾について》

住宅改修前に住宅所有者死亡した場合の承諾は誰に取ればよいですか。

＜答え＞

住宅所有者の相続人代表者の方に承諾を取ってください。なお、夫婦で持ち家の所有者である夫が死亡しており相続の手続きをしておらず名義が夫のままの場合は、相続の手続きを行う必要がありますが、相続者が妻となることが確実で相続関係につき問題が生じる心配がない場合は、名義変更前でも住宅所有者を妻本人として住宅所有者の承諾を省略してもかまいません。

《一時的に身を寄せている住宅の改修について》

要介護者等が子供の住宅に一時的に身を寄せている場合、子供の家の住宅改修は対象となりますか。

＜答え＞

介護保険の住宅改修は、現に居住する住宅を対象としており、住所地の住宅のみが対象となります。子供宅に住所地が移されていれば介護保険の対象となります。

なお、住民票の住所と介護保険証の住所が異なる場合は、一義的には介護保険証の住所が住所地となります。

《家族が住宅改修を行う場合について》

大工をしている家族と契約を結び、住宅改修を行った場合は工賃も給付対象になりますか。

＜答え＞

「被保険者が自ら住宅改修を行った場合」の取り扱いとなり、材料の購入費のみが支給対象となります。この場合の領収証は、材料を販売した者が発行したものとし、これに添付する工事費内訳書として、使用した材料の内訳を記載した書類を本人又は家族が作成します。なお、この場合であっても、住宅改修が必要な理由書、完成後の状態を確認できる書類（改修前後の日付入り写真）等は必要ですので留意してください。

ただし、家族が建築業を営んでいるが工事は（家族ではない）社員が行う場合や家族と家族以外の社員で行った場合、または、家族が建築会社に勤務しているが、社長の命令により実家の工事を行った場合は、通常の住宅改修と同様の取り扱いとなります。

《世帯で複数の要介護等者が住宅改修する場合について》

同一世帯に2人（夫婦）の要介護等者が関わるトイレの住宅改修について、和式から洋式への便器の変更は妻、その床段差の解消と手すりの取り付けは夫として申請できますか。

＜答え＞

一の住宅に複数の被保険者が居住する場合には、住宅改修費の支給限度額の管理は被保険者ごとに行われるため、被保険者ごとに住宅改修費の支給申請を行うことが可能です。

ただし、一の住宅において同時に複数の被保険者に係る住宅改修が行われた場合は、当該住宅改修のうち、各被保険者に有意な範囲を特定し、その範囲が重複しないように申請を行います。したがって、例えば被保険者が二人いる場合において、各自の専用の居室の床材の変更を同時に行ったときは、各自が自らの居室に係る住宅改修費の支給申請を行うことが可能であるが、共用の居室について床材の変更を行ったときは、いずれか一方のみが支給申請を行うこととなります。

《住民票を残したまま他市に居住している被保険者の住宅改修について》

A町の被保険者が3年前からA町に住民票を残したままB市の娘の家に居住している。
当該被保険者からA町の娘の家の住宅改修は対象となりますか。

＜答え＞

介護保険の住宅改修は、住所地の住宅のみが対象となります。子供宅に住所地が移されていれば介護保険の対象となります。

なお、住民票の住所と介護保険証の住所が異なる場合は、一義的には介護保険証の住所が住所地となります。

《転入前の住宅改修について》

A町からB町へ転入するため転入前にB町の住宅を改修したいが対象となるか。また、どちらの保険者へ相談や支給申請を行えばいいですか。

＜答え＞

介護保険の住宅改修は、現に居住する住宅を対象としており、住所地の住宅のみが対象となります。

ただし、転入後の住宅に改修が必要であれば、事前にB町に確認したうえで改修を行い、転入後に住宅改修の支給申請することは差し支えありません。

また、転入しないこととなった場合は申請できず、全額自己負担となります。

《住宅改修中に「介護の必要の程度」の段階が3段階以上上がった場合》

① 住宅改修中に要介護1から4に（「介護の必要の程度」の段階が3段階以上）上がった場合、「3段階リセット」として支給限度基準額が40万円になりますか。

② 住宅改修費支給限度基準額の管理及び支給手続きはどのようになりますか。

＜答え＞

① 工事内容に変更がなければ、「介護の必要の程度」の段階が変更になっても、支給限度基準額

40万円とはなりません。

② 要介護1の支給限度額20万円は、要介護4（「介護の必要の程度」の段階が3段階以上上がった）の認定有効期間が開始となった時点でリセットされます。要介護4の状態での支給限度基準額管理が必要となるため、要介護1と要介護4で2回支給申請書の提出が必要となりますが、当然にそれぞれの状態における必要性が認められる場合に限られます。

ただし、理論上では上記のとおりですが、介護保険の住宅改修は比較的簡易で短期間で完工するものと考えられるのでケアマネジャーとよく相談して、本当にその方の状態にあった改修に努めていただくのが適当と考えます。

《支給可能額算定の例外に係る取扱いについて》

- ① 10万円の住宅改修費を支給された旧家屋を現地で建て替えし、新築家屋として住みはじめたが、一部住宅改修の必要が生じた場合、「転居した場合の例外」として改めて支給限度基準額20万円までの申請は可能ですか。
- ② 同一敷地内で5万円の住宅改修費を支給された家屋とは別に、高齢者世帯のみの家屋を新築したが、一部住宅改修の必要が生じた場合、住居表示は同一であっても「転居した場合の例外」として改めて支給限度基準額20万円までの申請は可能ですか。

＜答え＞

- ① 不可
- ② 不可

《住宅改修の必要性の判断時期について》

手すりを取付ける工事を契約した要介護1の被保険者が、状態の変化に伴い工事着手前に変更申請を行い、要介護5（認定調査票では寝たきり状態）となり手すりを使用することは不可能と推測される場合、工事の必要性の判断時期は工事着手日とし、支給不可ですか。

なお、介護支援専門員が「住宅改修について必要と認められる理由」を記載したのは、工事契約日以前でした。

＜答え＞

必要性が認められないならば対象にはなりません。

手すりの取付けは、短期間で完工できるものと考えられるので、本当にその方にあった工事が行われるよう、身体状況の急変があった場合にはサービス事業者等からケアマネジャーに情報が入るような体制づくりが望ましいです。

《住宅改修における利用者負担の助成について》

介護保険の給付対象となる住宅改修について、利用者が施工業者から利用者負担分（施工費用の1割、2割又は3割）の全部または一部について、助成金や代金の返還等によって金銭的な補填を受けていた場合の取扱いは如何ですか。

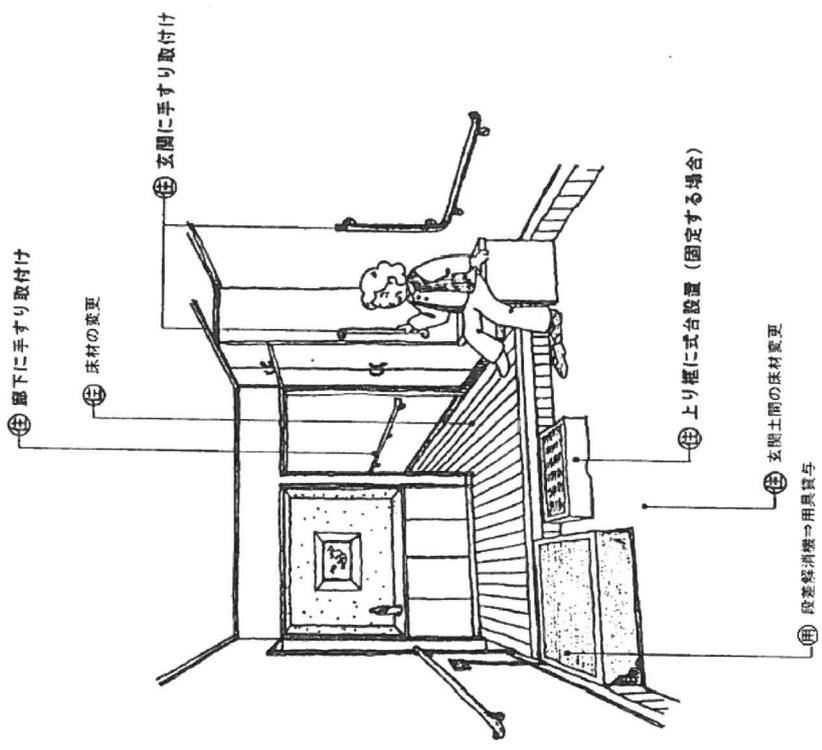
＜答え＞

介護保険法上、住宅改修費の額は、現に住宅改修に要した費用の額の90/100、80/100又は70/100に相当する額とされています。即ち、住宅改修の代金について割引があった場合には、当該割引後の額によって支給額が決定されるべきものであり、施工業者が利用者に対し利用者負担分を事後的に補填した場合も、施工代金の割引に他ならないことから、割引後の額に基づき支給されることとなります。

なお、施工業者と相当の関連性を有する者から助成金等を受けていた場合についても同様です。

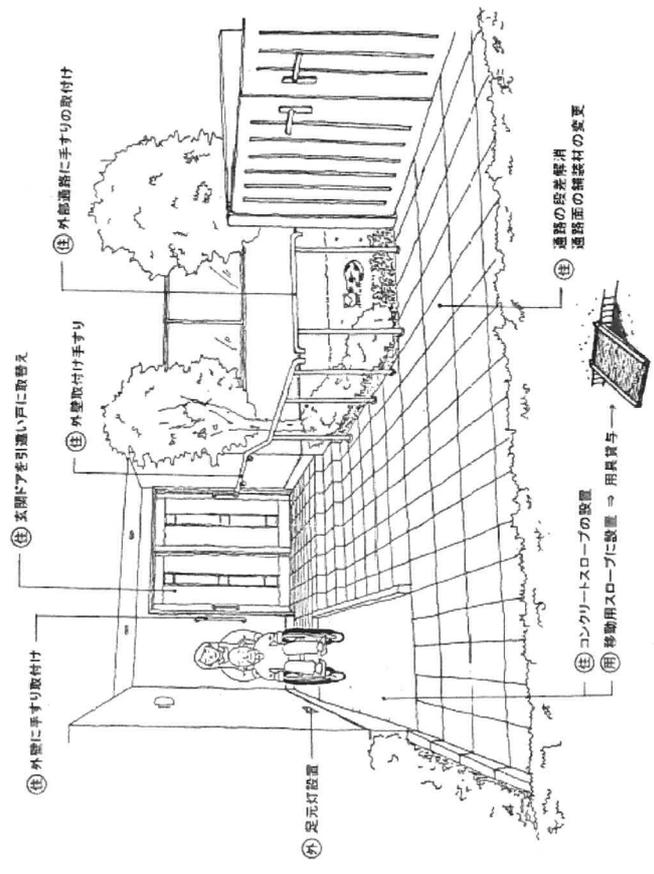
住宅改修の給付対象となる工事種別

玄関



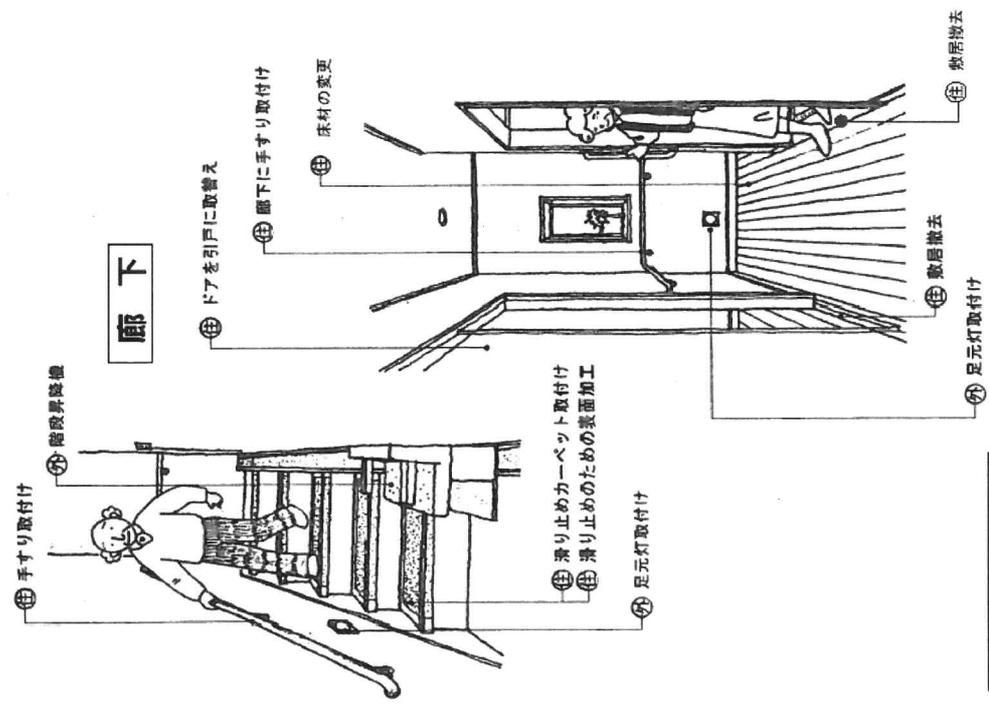
① 住宅改修
 ② 福祉用具貸与または購入
 ③ ④ 支給対象外
 ⑤

外部



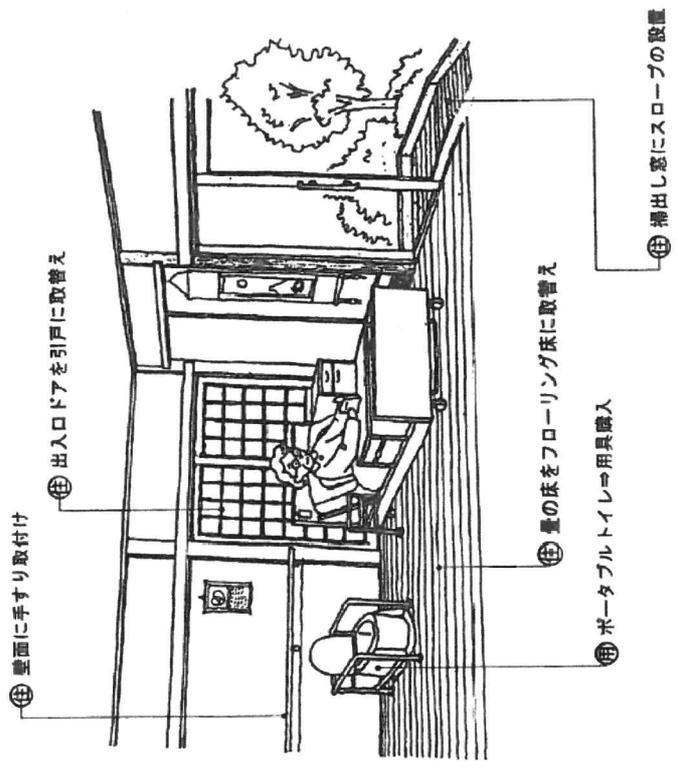
① 住宅改修
 ② 福祉用具貸与または購入
 ③ ④ 支給対象外
 ⑤ ⑥ ⑦ ⑧

階段



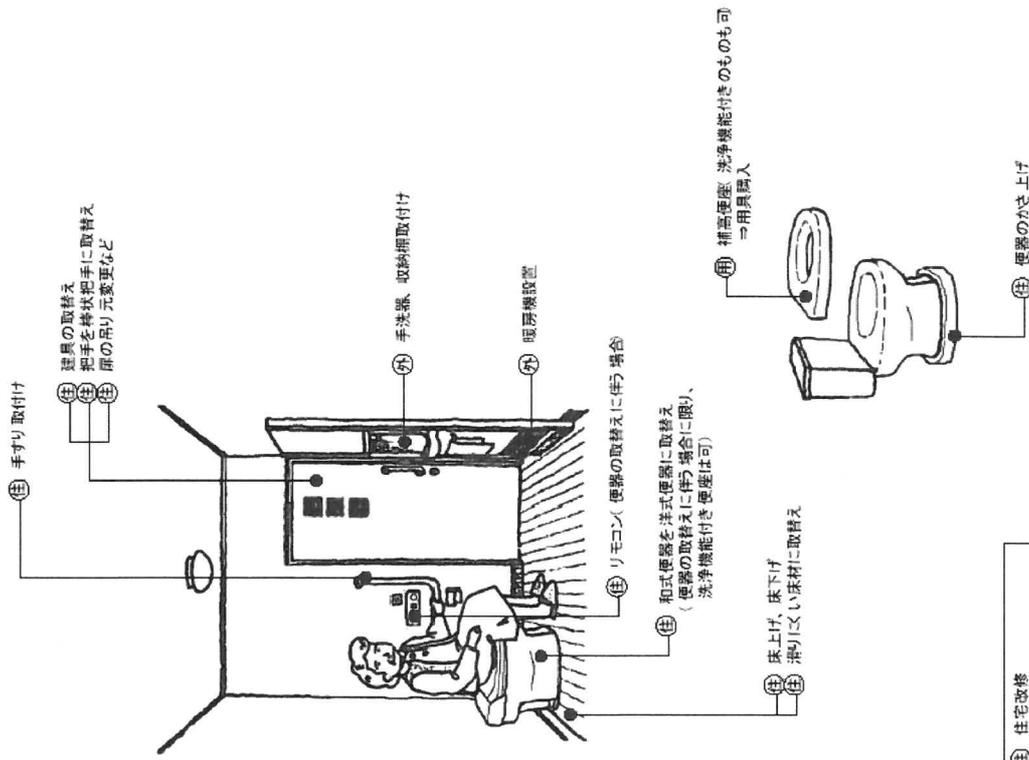
(住) 住宅改修
 (用) 福祉用具貸与または購入
 (外) 支給対象外

寝室



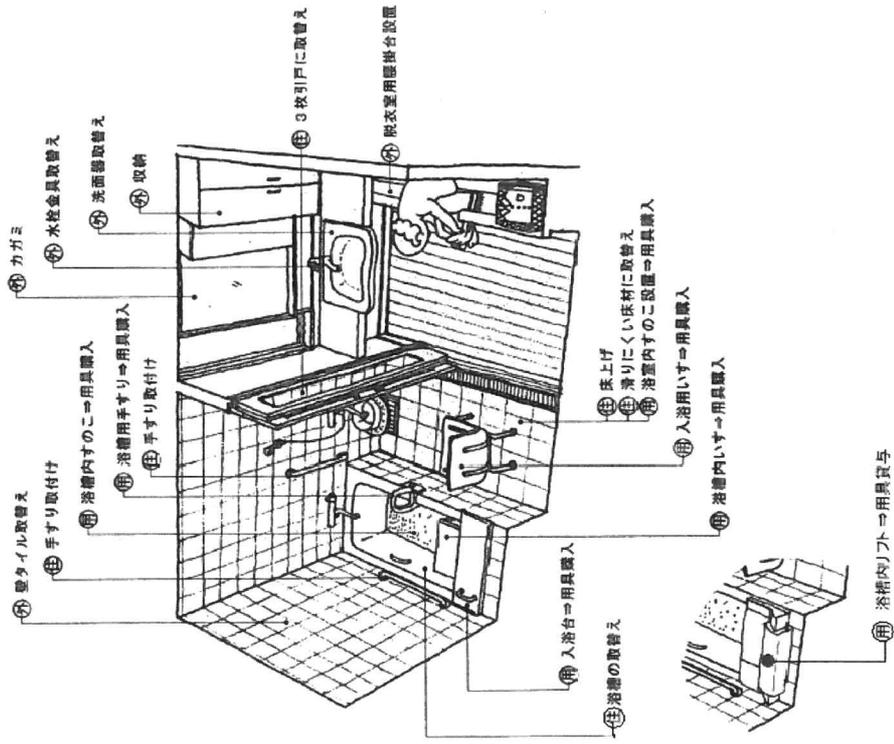
(住) 住宅改修
 (用) 福祉用具貸与または購入
 (外) 支給対象外

トイレ



- ① 住宅改修
- ② 福祉用具貸与または購入
- ③ ④ 支給対象外

浴室



- ① 住宅改修
- ② 福祉用具貸与または購入
- ③ ④ 支給対象外

(問い合わせ先)

東広島市 介護保険課 (東広島市西条栄町8番29号)	電話 082-420-0937 FAX 082-422-6851
黒瀬支所 福祉保健課	電話 0823-82-0220
福富支所 地域振興課	電話 082-435-2211
豊栄支所 地域振興課	電話 082-432-2563
河内支所 地域振興課	電話 082-437-1109
安芸津支所 福祉保健課	電話 0846-45-2065